

熊本大学法学会発行

熊本法学 第二十九号（一九八〇年十月）抜刷

## 森林犯罪告発人制度管見（二）

——領邦国家と農村共同体——

若曾根

健

治

# 森林犯罪告発人制度管見（一）

——領邦國家と農村共同体——

若曾根 健治

## 一 問題の提起及び若干の予備的考察

- 二 「仲間警察」と森林犯罪告発人（以上本号）
- 三 「領邦警察」と森林犯罪告発人
- 四 むすびに代えて

## —

一 本稿は、先の「ティロール森林令雑考——領邦立法史研究覚書——」の続篇をなすものである。すなわち、筆者はそこで、十五世紀・十六世紀の交わり以降ティロール領邦における森林官の定期的巡回活動が地方組織を中心組織に組み込む契機となつた一つとして、ラント裁判権所有者（領主貴族）たる在地（土着）権力にたいする統制の作用に言及した。他の地方組織である農民団体の自治（土着）権力にかんしては、森林官の活動が「森林犯罪告発人設置を通じて『官憲の警察』を生」み、これが「農民団体の『村の警察』と対立してゆく」と概括するに止め、その展開を別稿に残した。今やこれを本稿で果たしたい。

さて、「森林犯罪告発人」の設置は、一五〇一年九月十六日マクシミリアン一世公布のティロール領邦森林令第一条ではじめて定められるのだが、この第一条は、当森林令が「森林警察令」である所以を示す箇条である。それは次のように述べる。「朕が定めし〔森林〕令の第一条は以下の如し。農民団体は各部落において、当該部落〔を含むラント裁判区〕の裁判官の同意を得て毎年、自らの中から一人を告発人に決定し選出する〔べし〕」。彼ら〔二人の告発人〕が「共同地森林の利用にかんし農民団体を」監視する〔べし〕。これにより朕の以下に定めし〔森林〕令は生命数を保持し且つ遵守されることになる。そして「告発人は」かかる〔朕の森林令に定められし〕ことに違反せし者を〔ラント〕裁判官及び朕が任命せし「共同地森林」森林官に申告する〔べし〕。こうすることによって「〔森林令〕違反者は处罚されることにならう。ところで裁判官は、このように「農民団体自身によって」決定される二人〔の告発人〕を「本来はただ」確認する「に止む」べし。しかるに、農民らが何ひとをも「告発人に」決定しようとせぬときは、裁判官は、彼らの中から二人〔の告発人〕を自ら「独自に」選出し、且つその者らにたいし、右に述べられしたこと〔=森林令違反者の申告〕を毎年行なうべく命令する権限を持つ〔べし〕」。森林令違反告発職務に携わったこの官吏〔=「告発人(rueger)」〕を本稿は「森林犯罪告発人」(Rüger über etwaige Forstfrevel)と呼ぶ。「森林犯罪告発人」は後代、領邦君主の森林令(一五<sup>(1)</sup>、一五二<sup>(2)</sup>、一六〇<sup>(3)</sup>年)、農民団体の判告法(一五<sup>(4)</sup>九年)及び村規則・森林規則(一五四<sup>(5)</sup>八、一六<sup>(6)</sup>六、一六三<sup>(7)</sup>一、一六五<sup>(8)</sup>〇、一六九<sup>(9)</sup>九、一七三<sup>(10)</sup>一年)、聖界領主の莊園法(一五三八、一七二<sup>(11)</sup>三年)などに知られ、rueger と呼ばれる以外に rieger, holzrieger, holzriegerとも呼ばれた。ここで次の二点に注意したい。第一に「森林犯罪告発人」は比較的数多くは農民団体制定の村規則・森林規則に現われたが、これら村規則・森林規則は森林令公布を受けて制定され、その他の「森林犯罪告発人」任命は森林令におけるその設置命令に基づいた。これは村規則・森林規則が、「森林犯罪告発人」から告発される森林犯罪者を「〔領邦君主より共同地森林官宛の〕訓令及び森林令に基づき (inhalt der instruction und waldordnung)」・「森林令箇条

に従つて (inhalt des artigls der waldordnung)」処罰するところに窺える。第二に「森林犯罪告発人」は、設置当初より或は時の経過と共に森林犯罪告発職務に止まらず、森林にかかわった他の様様の勤務に就き或は就任するに至つたので、本当はひらく「森林監視吏」(Holzheger)とするのが適当と思われるが、本稿は森林監視吏が携わった森林犯罪告発の職務を特に強調して取えて、右述諸史料の森林監視吏を「森林犯罪告発人」と呼ぶ。

ところで、「森林犯罪告発人」制度が現行森林法の諸制度と一体如何なる系譜関係にあるかは、残念ながら審らかにし得ない。<sup>(12)</sup> 更に、ティロール森林令に現われた「森林犯罪告発人」のような専門吏が他のドイツ諸邦において設置されたかについても、諸領邦の森林令を参照し得ない現段階では残念ながら審らかにし得ない。<sup>(13)</sup> ただ後世マルクスが、一八四二年「ライン新聞」紙上で木材窃盜取締法にかんするライン州議会の議事を論評した中で、「枯枝をあつめる人」すなわち森林利用者（彼は「まさしく所有権そのものの本性がくだした判決を、執行する」に過ぎない）をも木材窃盜者として处罚する同法案を批判し、「森林所有者のおかえ」（「領主制的な」）森林監視人＝「告発権をもつ森林保安官 (der denunzierende Schutzbeamte)」に言及しこれを「告発人としても保安官としても専門家たる資格がない」と極付けた事例に思い当るに過ぎない。しかし一般に、十六世紀には領邦君主が森林法令をもつて「総ての森林經營に対する警察権及び指揮命令の権能を行使する為め、村落の役員の資格を自ら專領し、又勝手にこれが任命を行つた」とき、<sup>(14)</sup> 他邦にも領邦君主によつて「森林犯罪告発人」類似の専門吏が置かれたと思われる。例えば、一五六三年ザルツブルク大司教ヨーゼフ・ヤーコブは同大司教領に森林令を発布したが、この第一条には、渓谷或は村区 (viertl) 每に当該地域の農民団体の中から二人の「森林監視吏 (zugesuchter oder förstner)」がラント裁判官・裁判官・直轄領裁判官・下級森林官の四者の合議で任命されるべきこと (任期は二年で一年毎に半数が替る)、更に第110条には、右述「森林監視吏」が田口の怠慢な勤務状態の故に处罚に値するときは、「下級森林官 (underwaldmaister)」は「領邦上級森林官 (obristen waldmaister)」との血を申告すべきことが定められ

(21) た。当森林令は「森林監視吏」の森林犯罪告発職務については述べないが、二人の「森林監視吏」が「下級森林官」にたいし森林令違反事件の告発を行なったものと思われる所以である。

本稿は、一五〇二年森林令第一条の解剖を通して「森林犯罪告発人」設置の持つ歴史的意義を究明するものである。すなわち「森林犯罪告発人」設置は、ティロール農村共同体史上の一画期をなした事件である。インスブルック中央政府 (stathalter und regenten zu Ynsprugk) は、「森林犯罪告発人」制度を設けることで、農村共同体の中に一つの明瞭な印を刻み込んだ。この刻印が「官憲思想」<sup>(22)</sup>である。確かにそれは、およそ「官憲思想」がティロール農村共同体に浸透した最初の出来事ではないが、それが明瞭であったがゆえに、その意義は決して小さくない。本稿は、この「官憲思想」を「領邦警察」の中に見た。(Obrigkeit als Repräsentantin der Polizei)<sup>(23)</sup>。無論告発人の設置は「領邦警察」の一部を形成するに止まり、告発人設置によって直ちに、農村共同体にたいし「官憲思想」が全般的に浸透したわけではない。にも拘らず、「森林犯罪告発人」制度は、「官憲思想」浸透を由差して領邦君主(政府)が地方組織にたいし採用した堅実な一政策の意義を決して失なうわけではない。したがって当制度の歴史的意義の解明を通して、十五世紀末葉・十六世紀(ドイツ領邦国家史上の一変革期)における「領邦国家と農村共同体」交渉史の一考察を行なうことができよう。しかもこれを前述「領邦警察」と、農村共同体に展開した「仲間警察」この対置を中心に行ないたい。叙述の順序としては、森林令第一条が右述の如く、「森林犯罪告発人」設置方法の点で前段・後段に分け得る(すなわち、前段)村民自身が告発人を選挙する。これを「仲間警察」の一発見と見たい。後段(ラント裁判官が告発人を任命する。「領邦警察」の一発現)ので、これに即し第二節は森林令第一条前段を、第三節はその後段を各々取り扱かう。

二 ところで、筆者が「仲間警察」・「領邦警察」の警察概念を立てる直接の契機となつたのは、伊藤栄「ドイツにおける共同地利用の封建的特質について」にたいする一疑問であったので、本稿の問題を一層鮮明にするためにそ

れにふれたい。伊藤教授は、(A) ゲノッセンシャフト（「村落共同体」）における共同地（特に「共同森林」）利用の「変質過程」に論及する。<sup>(25)</sup> すなわちそれは、(a) 共同地の利用が「嚴重な規制を必要とせず、[共同地の用益] 権利の大きさは平等であり」、「[利用にあたっては] 各自の需要を基準とした」時期（九世紀以降十一・十二世紀迄）から、(b) 「共同地用益権に対し種々の制限が付けられ」、「農業經營規模に従つて共同地利用資格に差」が生じ、「農民は各自の保有地の大きさによって」共同地を利用しなければならなくなつた時期（十三世紀以降、とりわけ十五・十六世紀）への移行である。この移行は、中世末期における植民・開墾の進展、特に都市の「手工業の発展・鉱山業の勃興」によって森林資源の需要が増大し、「このため」全村落共同体員の需要の充足が不可能となつたことに原因があった。他方教授は、(B) ヘルシャフト（「裁判領主」或は「領邦国家」）における共同地（特に「共同森林」）をめぐる「歴史的動向」に言及する。<sup>(26)</sup> すなわちこれは、裁判領主或は領邦国家が「農村民の共同地利用を制限し」たことに現われた。この制限は、「中世末期〔十四、十五および十六世紀〕における都市の手工業および鉱山業の勃興によって、木材需要が激増し、著しい価格騰貴」が起つたことに原因があった。以上が、本稿が問題とする伊藤教授所論の要旨である。

さて、この伊藤教授所論によれば第一に、(A) ゲノッセンシャフトにおける共同地森林利用の「変質過程」・(B) ヘルシャフトにおけるその「歴史的動向」のいずれも要因は中世末期（とりわけ十五・十六世紀）における都市手工业・領邦鉱山業の発展・勃興による木材需要にあり、第二にそれらにおける森林利用規制の諸形態はいずれも、伐採を許される樹木の種類の制限（特にかしとぶなどについては「保護」或は「保護育成」のための伐採禁止）、建築用材の伐採における許可の必要、伐採木材の売却禁止である。更に第三に、「〔裁判〕領主の役人が「村落共同体の」村役人と共に」、共同地森林用材で建立された村内建築物について検査・監督を行なう。「〔裁判〕領主も村民も、森林に対する放火を特別に警戒し」放火者は火刑等に処せられる。これらに共同地森林をめぐる裁判領主と村落共同

体との共通の利害が現われている。以上伊藤教授所論から推察すると、共同地森林利用をめぐり「村落共同体」、「議判領主」・「領邦国家」とて、同一時期（II十五・十六世紀）に同一対応（II形態をほぼ同じくする規制<sup>(25)</sup>）が併行し相互にはば独立して展開し、しかも、これらの規制の目標は両者ともに単に森林資源の確保を目差すと言うことには過ぎず、規制に性格上の相違が見られなかつたことになる。

それでは、共同地森林をめぐる（A）「変質過程」と（B）「歴史的動向」とは、各々固有の歴史的意義を持たないものか。両者とも、単純に共同地森林利用上における一変遷と位置づけられるに過ぎず、特質は持たないか。伊藤教授は本当に（A）（B）は同じものと見るのか。いずれも否である。（A）（B）は各々別個の歴史的意義を持つ。それらを単に森林利用上における一変遷とのみ一括してしまつことはできないのだ。伊藤教授自身も「農民共同地は：領邦国家体制に再編成され」るとしており、更に「領邦国家の成立過程」が共同地森林を含めおよそ「村落共同体の再編成の過程」であり、これにより「中世的村落自治の変質」が生じると見る。<sup>(26)</sup>したがつて教授の構想の中には、ゲノッセンシャフトにおける共同地森林利用規制にたいしヘルシャフトにおけるその持つ歴史的意義ははつきりと観念されている。にも拘らず両者の違いが、教授の所論から云わつて来ないのは何故か。それは、「変質過程」「歴史的動向」各々に勤いた観念が何であり、それ如何なる特質を担つたかが教授の所論からは容易に観取できないからである。

かくして、伊藤教授の所論を一步進め、本稿は右述ゲノッセンシャフトにおける「変質過程」、ヘルシャフトにおける「歴史的動向」に勤いた観念を「警察」（Polizei）に求め、特に前者のそれを「仲間警察」、特に後者のそれを「領邦警察」に求めたい。これら的内容については本論に委ねたく（せ）ば、仲間「警察」・領邦「警察」によりも「仲間」警察・「領邦」警察に論及するはずである、ここでは「警察」観念自体に極く簡単にふれておきたい。かつて栗生武夫教授は、中世の王の任務・近世のランデスヘルの任務を論じ、前者は「消極的であり、司法的であり、治

「警察的」、後者は「積極的であり、行政的であり、助長警察的」と見たが、これは「警察」の性格の相違を述べたものだ、「警察」のものは不間に付した。コーリング教授は、「警察なる概念は」当初は「アリストテレスの趣旨における国家指導」(Staatsführung)と理解されたとし、十六世紀の警察条令は「良き国家指導(gute Staatsführung)に要するゆえのむわねたあらゆる種類の措置や規制を含んだ」と指摘した。<sup>(2)</sup>これは特定時期の警察を述べたものに過ぎない。本稿は Polizei(「警察」)概念を規定するにあたり「警察」を「行政」と捉えたい。村上淳一教授は端的に例えば「領邦君主による行政」・「プロイセンの絶対主義とその行政」の如く、「ボリツィア」＝「行政」と見る。但し、教授は、「領邦君主とその機構としての国家が、公共善(salus publica, Gemeinwohl)の実現をめもして、行政(Polizei)が展開」したと述べて「行政(Polizei)」は「近世の領邦における国家建設」に仕えるものと把握する。じんにはコーリング教授におけると同様特定時期の「行政」が取り扱かわれている。ただ村上教授によればこの「行政」は特にその初期においては、「法共同体としての国家の觀念」・「良き旧き法の伝統」と正面から(或は全面的に)対立するものではなかつた。<sup>(3)</sup>本稿は「警察」＝「行政」と捉えるとき、これを「良き国家指導」・「公共善の実現」にのみ拘わらせず、もつと広義に解釈した。そこで「行政」とは、辻清明教授が簡明に述べる如く、「行政(中央ならびに地方)・企業・教会・国際機関など」の「社会集団の目的を実現する手段としての行動または過程」と見たい。

ところで「警察」＝「行政」と捉え、「行政」を右述のように広義に解釈するのが、シニエルツ・アイゼン教授である。すなわち教授は「行政」とは「社会的指導(soziale Führung)」と見、これにかんしウェーバーの所論を紹介する。「マックス・ウェーバーは、家支配をあらゆる「行政」の始源的な扭い手と呼び、こう呼ぶことによって、社会的指導——彼は「行政」でこれを想起した——の本質を、實に具象的に特色づけた」。<sup>(4)</sup>ウェーバーによれば「行政」の「特徴的な固有の本質」は、「既得の主觀的権利」「現行の客觀的法」を「尊重し・実現することだけ」に止まら

す「他の実質的な諸目的——政治的・倫理的・功利的……であれ——の実現」を目指すことであった。この「実質的な諸目的の実現」のために「行政」は、これに「服する人にたいし必要に応じて多種多様の義務を課す」のであったが、この「義務づけること」(Begründung von Pflichten)」が右の「社会的指導」を意味したのである。

これが「社会的」指導であるのは、「行政」が様様の「社会集団 (Sozialkreis)」、当初は「小規模社会集団」やがて「比較的大きな行動半径を持った」「社会集団」(近世諸領邦・都市の「官府」・「政府」)の内部において展開されたことによる。先ず「小規模社会集団」における「行政」である。「小規模社会集団」とはシーメルツハイゼン教授によれば、家共同体・ジッペ・莊園団体・封建団体・手工業組合・マルクゲノッセンシャフト・都市・聖俗の領域支配体を指すが、これらにおける「行政」＝「義務づけ」の「行動または過程」は、これら「社会集団」各々の「現行」秩序を、予見的計画的に具体的必要 (Bedürfnisse) へと適応せようとし、亦「実際に」適応させ」るこ<sup>(3)</sup>。この場合「人民法」・「国王或は教会の権利」が「小規模社会集団」にたいし「規制的」(reglementierend)」働き得るとともに、それは「小規模社会集団」の内部にではなく「小規模社会集団」相互間において(しかも規制の「余地と必要」があるかぎりで)生じるものに過ぎない。これは、ウェーバーがジッペ相互間に交わされた「贖罪契約および証拠契約」(もとい)「仲裁手続」にかんし述べたこととも関連するであろう。すなわち「ジッペの仲裁手続」においてのみ、ジッペの「〔既得の〕主観的権利が論ぜられ、〔法発見の形式をとる〕判決が下される」たが、これにたいして「家長」の下の家共同体(「行政の始源的な担い手」たる「社会集団」)内部においては「主観的権利が論ぜられ」るが如きことはなか<sup>(4)</sup>た。このことは、「ジッペの長」或は「ジッペの長老たち」の下の「社会集団」たるジッペについてもあてはまつた。すなわち、ジッペには「訴訟手続と〔これによって保障された既得の主觀的〕権利」とは存在せず、したがって「ジッペの内部的な紛争解決は、一つの行政問題 (Verwaltungsa-gelegenheit)」<sup>(5)</sup>であった。このように家及びジッペ内部に展開された「始源的な」「行政」とは異なり、家及び

ジッペ以外の「小規模社会集団」における「行政」は、「訴訟手続の形式をと」り、「一種の裁判手続の形で進行し、裁判から形式的に分離されることがな」<sup>(40)</sup> かったのである。こうなつてくると「行政」は「既得の主観的権利」によって制限を被ることもあつた。次に、「小規模社会集団」に展開した「行政」は、次第に、言つなれば大規模「社会集団」の手に握られていく。そして、後者の「社会集団」においても、「既得の主観的権利」が「行政」にたいし制限附加的に作用し得るが、しかし必ずそつであつたわけではない。すなわち「警察的命令は、後期自然法の影響下にあっても、ことのほか活潑な展開を見せた。〔けだし〕社会契約説 (contrat social) は、國家権力による法創造の独占を承認した」<sup>(41)</sup> がゆえにである。こうして、むしろ、大規模「社会集団」における「行政」は「既得の主観的権利」<sup>(42)</sup> ॥「身分的諸特権」に反対し、「身分的諸特権の支配と裁判や行政の身分制的性格」とを取り除こうとする。

三 以上、「警察」<sup>(43)</sup> ॥「行政」の観念を指摘し、その歴史的展開を概観した上で、早速森林令第一条の解剖に入らねばならないが、ただこれに直ぐ移る前に本論の一層の理解のために次の三点を述べておきたい。

第一は、本稿の「農村共同体」の用語である。本稿はこれを、あたかも都市の市民団体が「都市共同体」と称呼されると同じ単純な意味で、農村の或る領域に根を下ろした「土地保有者たちの特定の人的範囲」(Kreis von Menschen)と捉えたい。「土地所有の規範」<sup>(44)</sup> ॥「共同体」<sup>(45)</sup> したがつて「村民団体」・「農民団体」と書い替えて、單に「共同体」と称しても同じものである。更にいわゆる「マルクゲノッセンシャフト」・「村落共同体」・「ドルフゲノッセンシャフト」・「ドルフダマインデ」などもこれに含めてよい。ただ、差し当たりは単純な「莊園団体」は考慮に入れないでおく。無論「土地保有者たちの特定の人的範囲」と言っても、「単純な農民の集落」という意味ではない(大塚久雄教授)し、亦、「一つの場所と共に住みついて」いるのみのものではない(仁井田陞教授)。すなわち、そこには農民の生産活動に止まらず「日常生活のあらゆる面」に及ぶ「共同態規制」が行なわれており、亦、そこには「共同地」が存在しており、これが農民たちに一つの「結集力」をもたらした。次に、「農村共同体」の構成員で

説  
論  
記」) である。これにかんしきつて大塚久雄教授は、共同体の世界史上に「ゲルマン的」形態の共同体を位置づけ  
るに際し、「ゲルマン的」共同体の定住形態を「土地占取者の隣人集団」としての「村落」と捉え、しかもこの「村  
落」の言葉を、聚村に限定せず、「散居制」をも含む「余裕ある用語法」として比較的広く解した。以上のかぎりで  
は本稿の「農村共同体」は教授の構想の「ゲルマン的」共同体と同じ意味のものである。そしてこの「農村共同体」  
における個々の土地保有者を、本稿も「村民」(ゲノツセ)と呼んでおこう。ただ教授の場合、「ゲルマン的」共同  
体をめぐる論述は實際はもっぱら、「耕区制」の下の「混在耕地制」「村落」——しかも「宅地および庭畠地」・「共  
同耕地」・「共同地」を持つ——について展開する。例えば「ゲルマン的」共同体を支配した特有の原理として教授  
が指摘する「形式的平等」は、教授自身これを「何よりも『耕区制』を基礎とし、そのうちに具体化され」たものとす  
る如く、「耕区」内の「地条」にかんして適用されたものであった。このように見ると、「村落」を「散居制」も含む  
「余裕ある用語法」で使用すると特に断わる教授の意図は必ずしも明瞭ではない。最後に、特にティロール「農村共  
同体」における定住形態の問題である。残念ながら筆者はこの点について未だ立ち入った研究を行ない得ず、別稿で  
これを取り扱かいたい。ただ、普通ティロールには「散居制」が支配的とされるが、これを一般化するのは問題であ  
る。<sup>(5)</sup> 大渓谷の河床地帯及び広い河岸段丘には聚村が展開しており、亦、かつてウェーバーが「散居制」の典型地域た  
るウエストフアリアにおいて「ただかぎられた範囲」でと断わりつゝも混在耕地の存在を指摘したように、少なくと  
も部分的な混在耕地（したがつて共同耕地）はティロールにも知られる。<sup>(6)</sup> このように見れば、同「農村共同体」の定  
住形態は、聚村・部落・散居のいずれをも含むと見て大過ない。一点注意すべきは同「農村共同体」は周知の如く、  
「ラント裁判制共同体 (Landgerichtsgemeinde)」であったことである。<sup>(7)</sup> オーストリア・シュタイエルマルクとは異  
なり、ティロール・上部バイエルン（亦、ザルツブルクの一部）においては、ラント裁判所組織が早期にしかも広汎

に成立・展開<sup>(23)</sup>し、極く僅かに存在したにすぎない領主直轄領内莊園団体（こわゆる「ホーフマルク」）は除き、「農村共同体」は基本的に「ラント裁判民団体」として出現した。「農村共同体」の國制は同時に「ラント裁判所」のそれであり、村民は絶えずラント裁判官と交渉を持った。以上の如く、ナマロール「農村共同体」がラント裁判所組織を廻してまとめて上げられて國輕上<sup>(24)</sup>の「人的団体」（ein menschlicher Verband）を構成した——一層具体的に言えば「農村共同体」集会はラント裁判所集会だた——トホネ（「村落共同体」ではない）のラント裁判所組織に代わるのが「ドルフ」である。本稿は、同「農村共同体」の定住諸形態の相違やこれに基づく「共同体」諸形態の相違の問題には立ち入らず、同「農村共同体」を「ラント裁判民団体」と規定することに所論を進めた。

第二に、「森林犯罪告発人」による告発の対象とされる森林犯罪とこれにたいする刑罰とである。これらの内容を一五〇二年森林令第十六条ないし十九条前段から紹介したい。それは以下の通りである。（第十六条）「〔森林令〕違反者にたいする刑罰につき朕は次の通り定める。伐採を許可された樹木数及び割引を受けた樹木数を超えて伐採せし者は、罰金として〔伐採〕樹木一本毎に ain phund perner を支払い、且つ、〔伐採せし〕樹木は〔すべて〕朕に没収されるべし」。<sup>(25)</sup>（第十七条）「禁制林内において樹木を伐採せし者、或は伐採せし上でそれを森林地から搬出せし者は、〔罰金として伐採せし〕樹木一本毎に zwaintzig phund perner を支払うべし」。<sup>(26)</sup>（第十八条）「〔朕の森林令に基づき〕伐採せし樹木数を〔自家において〕良こもろに貯蔵せぬ者、或は〔朕の森林令に基づくことなく伐採ししかも搬出せし者〕は、罰金として xx lb. perner [=xx phund perner] を支払うべし」。<sup>(27)</sup>（第十九条前段）「〔禁制林・官有林・共同地森林の〕森林地において地面を切開き、焼き払い或はその他の方法で森林を切り刻み、樹皮を剥ぐ者は、罰金として x mr. perner [=100 phund perner] を支払い、或は行為の態様に応じて〔罰金を〕支払うべし」。これらの諸箇条には、領邦政府が森林利用規制にかんしてとった態度が知られる。すなわち、農民団体（或はその成員）への共同地森林の分割割当て・禁制林の設置・伐採及び搬出方法、木材

貯蔵方法にたいする監視・森林開墾（濫墾・濫伐）の禁止である。森林利用規制の諸形態は決して以上に止まらないが、これら四つに分類できる規制形態は當時、およそ領邦君主（政府）の森林利用規制の最も基本的な形態と称して過言ではない。特にそこで注目すべきは、第一に、伐採・搬出行為に止まらず、村民各家における樹木貯蔵にたいしても政府（森林官）の監視の眼が行き届いたこと、第二に、森林開墾が（罰金額から推して）厳重に警戒されたことである。前者は、村民の日常生活にたいして、木材の「良い」貯蔵を自差す政府の警察活動を示唆しており、後者は、村民による濫墾・濫伐が以前より森林に如何に損害を及ぼしてきたかについての政府の自覚を窺わせる。

第三に、「ラント裁判官職」と君主直属の共同地森林官職との連繋である。森林令第一条前段は裁判官が村民の「森林犯罪告発人」選挙に同意すべしと、後段はやはり裁判官が告発人を任命すべしと定め、森林官には言及していない。しかし裁判官は同意をし或は任命を行なうにあたり、絶えず森林官と接触を得たか或は森林官の臨席下にあつたと思われる。これにかんしては第一、「森林令の以下の諸箇条に注目したい。先ず、告発人は森林令違反事件を「裁判官及び朕が任命せし森林官に (richtern und unsern waldmaister)」告発すべきである（第一条前段）、次に、裁判官は各部落において「森林官を相伴ない (mitsamt den waldmaistern)」森林開墾禁止違反にかかるる「あらゆる事件を現場の至る所で取調べ、〔やの結果から得た〕彼の判断 (gutbedumcken)」に基づき、亦、「開墾による森林」被害の情況に応じて「当該違反者を処罰すべきである（第十九条後段<sup>(6)</sup>）」、最後に、「各村民は、共同地森林内で起くる自己の「森林令違反被疑」事件にかんし、当該〔違反〕場所において「〔ラント裁判区〕行政官或は裁判官の面前で、朕が任命せし森林官の同席の下に (in beywesen unserer waldmaisterr) 雪冤の証明を行なうべし」（第二十一条<sup>(7)</sup>）の諸箇条である。これらによつて裁判官職と森林官職との連繋が知られる。第二に、森林令違反被疑事件の裁判開始手続に注目したい。前述森林令第二十一条によれば、森林令違反事件にかんする裁判官面前の審理の際、森林官が同席すべきであるが、これは第二十一条右述箇所に引続き次の如く述べられるところからわかる。「彼〔森林

宣) が朕の名におこト (von unsrern wegen) セレ [ニ森林令違反事件] を告訴す (beclagen) ベシ。ひれかハ推察して、森林令違反被疑事件の裁判は、森林官が「森林犯罪告発人」から違反事件の告発を直接受理するか、或は、告発人が先ず裁判官に告発を行ない、次いで当該裁判官が森林官にたいし告発人の告発内容を伝達するかで開始された。そして、この場合いづれも森林官が、ラント裁判所開催権者・主宰権者である裁判区行政官・裁判官（ラント裁判権者）にたいして、ラント裁判所 (allgemeine Versammlung) の開設を請求する（或は命令する）か、さもなくば、あたかもフランク時代特にカール大王時代の国王巡察使 (missi dominici) が巡察使裁判所を開設・主宰した如く<sup>(63)</sup>、自ら「森林官裁判所」の如き特別裁判所 (besondere Gerichtstage) を召集する（一）の場合「森林官裁判所」はラント裁判所と異なり、森林官任意の場所で開設され、ラント裁判権者は当「森林官裁判所」に出席を義務づけられることになる（二）かで、裁判開始となつたと思われる。ラント裁判所においては公訴権者たる森林官が「管轄官司」として（つまり「朕の名におこト」）「効革すなわち犯人の検挙または彈劾」を行なう弾劾手続が始まり、「森林官裁判所」においては、ウェーバーによつて「『行政』が訴訟手続の形式をとる場合」にたいし「法発見が、形式的にも実質的にも『行政』の性格をとり、行政と同様な仕方で、明確な形式や期日なしに」「服従者に対するペルの単純な決定や命令によって、おこなわれる」に「近い形を提供」するものとされる。糺問手続が始まる。これら弾劾手続・糺問手続のいづれが現実に採用されたかについては、森林令第二十一条によれば、森林官が告訴を行なう点、罰金はラント裁判権者（裁判管区長官・行政官・裁判官）に帰属する点、後述する如く「との〔裁判の〕判決に不服な原被画造いズレ (welher tail)」も上訴を許される点の諸点を考え併せると<sup>(64)</sup>、弾劾手続が採用されたものと看えよう。いづれにせよ、森林事件の裁判手続から見て、裁判官職・森林官職間に連繫が存在したことは明白である。

以上より、裁判官職・君主直属森林官職間における職務上の連繫の存在は明らかとなる。この連繫に森林犯罪告発人職が加わることで、告発人職・裁判官職・森林官職間に、森林令違反事件の告発とその受理(告発人→森林官)・

告発とその受理・伝達（告発人→裁判官→森林官）・裁判の開始請求・命令（森林官→裁判官）において、新しく官職序列機構が形成される。更に、森林令第二十一條によれば第一審判決に不服な原被両造いすれもが「朕直屬のハル製塩所」（unnsern phannhawss zu Hall）前局に上訴し得、この上級裁判所での敗訴者は第一審裁判所・ハル製塩所裁判所の訴訟費用を「朕直屬のハル製塩所当局」（unnserm ambt bemelets unnsers phannhawss）<sup>(8)</sup>納めるべきところから、森林官職は「朕直屬のハル製塩所当局」を通して領邦中央政府に服属する。このようにして、インスブルック領邦中央政府（具体的には「顧問會議」）——森林官職——裁判官職——告発人職、の新官職序列機構の形成が意図されていることは明らかである。この新官職序列機構の形成により、ティロール領邦の在地権力（ラント裁判を管掌する領主貴族権力、「部落」に根を下ろす農村共同体権力）と領邦中央政府（「顧問會議」）との間に森林官を通じ、次第にラント法にたいする官憲法の命令服從関係が築かれ、これに伴なって在地権力の在地における弱体化が招来される。これを今、領主貴族権力の場合が本論の課題——で示せば、例えば、森林令第二十一條後段は次のように述べるのである。森林官の告訴にかかる森林令違反事件につき「〔ラント〕裁判区長官・行政官或は裁判官が怠慢にも刑罰を科そつとせぬ〔すなわち、被告人を定められし罰金処分に付そうとせぬ〕ときは、朕は彼らを今後は〔森林官をして〕朕直屬の〔ハル〕製塩所へ召喚させ、そして製塩所当局の面前で〔嫌疑を受けし職務懈怠にかんし〕申し開きを行なうよう命ずるであろう<sup>(9)</sup>」。このや次の三点が注目される。第一に、ラント裁判権者が職務懈怠の嫌疑を被つて弁明のため出頭を命ぜられる場合手続上第二十一條は、事前に森林官がラント裁判権者を彈劾することを予定する。第二に、ラント裁判権者が君主直属のハル製塩所当局に出頭を命ぜられると言うことは、裁判権者による少なくとも森林令不服従（或は、森林令違反事件の「裁判拒否（Rechtsverweigerung）」）の場合について、領邦の等族（身分）裁判所であるインスブルック領邦宫廷裁判所（この裁判所は、オーベルベントラント裁判所とも書く）が機能せず、領邦君主（政府）親裁南ティロールのボーツェン Bozen とも置かれた。上級ラント裁判所とも書く）が機能せず、領邦君主（政府）親裁

・專權の侯室裁判所（ハル製塩所當局・裁判所或は「森林官裁判所」もこの性格を持つ裁判所の一つである）が当該事件を取り扱うことを意味する。第三に、君主がラント裁判権者を「今後は(hinfür)」ハル製塩所に出頭を命ずるとは、従来より屢々起きたと察せられる裁判権者の「裁判拒否」或は「裁判遅延(Rechtsverzögerung)」にたいして君主は今まで制裁の有効な手段を持ち併せていなかつたが、「今後は」少なくとも裁判権者の森林令不服従事件にかんし、森林官の持つ裁判権者彈劾の職権を巧みに活用することで、裁判権者にたいして君主（或は政府）権力を貫く。以上ラント裁判権者（領主貴族層）の・在地における・権力の弱体化の極く一例を示した。ラント裁判権者にたいして森林△巡回官団▽が果たした統制作作用に論及した前稿の補完の一つともなれば幸いである。

以上、「問題の提起」としては本節の叙述は多岐にわたり、多少長くなつたが、これはひとえに、先ず筆者の問題意識を鮮明にせんとし、更に第二節第三節理解のために予備知識を提供せんとし、最後に第二節第三節で述べる余地のない諸事項を本節でまとめようとしたからに他ならない。この点読者諸氏の御海容を乞つ次第である。以下第二節では森林令第一条前段とそれにかかる諸問題とを「仲間警察」（しかも特に「仲間」警察）を、第三節では同森林令第一条後段とそれにかかる諸問題とを「領邦警察」（特に「領邦」警察）を各々論点に、進めたい。しかしこの前に、もう一つだけ述べておきたいことがある。本稿は、「森林犯罪告発人」制度を、「領邦國家と農村共同体」交渉史の一断面を取り出す点で主に國制史研究の対象とするが、他方「森林犯罪告発人」と言う告発専門吏の「告発活動」——これは森林官と連繋してではあつたが——は、当然訴訟法（特に手続開始法）、史研究の問題ともかかわるものである。周知の如く手続きの開始としての「告発専門史による告発は、都市において誕生し發展したものである（例えばニニルンベルク<sup>(1)</sup>）。一般に市民の告発義務についてはW・エーベル『ドイツ中世都市法の妥当根拠及び形成原理としての市民宣誓』（一九五八）第二部「宣誓義務」が詳細に論ずる<sup>(2)</sup>。ただ、これは告発者として一般市民・宣誓人・ツンフト長を擧げるに止まり、これにたいし告発をも職務内容とした都市役人、ましてや専門的に告発に從事

した都市官吏(つまり「告発」専門吏)にかんしては言及しな<sup>(2)</sup>。むろん、都市に展開した告発活動は耕地・森林にかんする被疑事件に止まらなかつたが、農村には裁判所の一種類として特別に「耕地犯罪及び森林犯罪を解決するための告発裁判所(rügegericht)」(ベリム)があつた。<sup>(3)</sup>普通これは、フランク時代(特にカーロリンガ朝)成立の職権的訴追手続(=告発手続)<sup>(4)</sup>の中世における一適用形態として中世に止まらず十九世紀迄継続したとされる(例えは大公領アンヘルト<sup>(5)</sup>)が、フランク時代と中世間の系譜関係は必ずしも明らかではない。中世ドイツの告発手続一般の詳細な研究はH.ジーゲル『定期裁判集会における告発義務と告発手続』(一八九一)に見られる。しかし以上諸種の叙述は、告発専門吏による告発活動にはほとんど觸及しておらず、この点で(たゞ十六世紀初頭やのちのレーティヒ)ティロール「森林犯罪告発人」の訴訟法上の意義は決して小ぢくないと思われる。この点を第四節で少し広い視野の下にみれ、本稿を閉じたい。

わい、こうした「森林犯罪告発人」は十六世紀初頭ティロール領邦に突然出現したのではなく、むしろその設置は農村共同体における既存の組織を基礎にしていたのである。そこで以下では先ずこの既存の組織と、この組織に働くた「ゲノッセンシャフト」の原理との解説に向かねばならないのである。

(1) 「熊本法學」二七号(一九七八)三八頁。

(2) Und ist das unser fürgenomen ordnung, von erst, daz die nachparschaft in ainem yegklichen oblat mit wissen und willen eines richters daseibs alle iar zwey aus ihnen zu rüegern fürnemen und erwellen, die ir aufsehen haben, damit solher unser ordnung gelebt und nachgegangen werden und welche söhls überfueren, daz den richtern und unsren waldmaistern antutzaignen, damit die ubertretter gestraft, und die richter sollen die zwey, so also fürgenomen werden, bestaten und ob die underthanen kainen fürnemen wöltten,

so sollen die richter gewalt haben, selbs zwey aus ihnen zu erwählen und denen das, wie vorstet, ain iar zu handeln bevelhen. (H. Wopfner, Das Almendregal des Tiroler Landesfürsten, 1906, Beilagen, Nr. XVI. S. 129.)

genacht und aufgerichtet。)

(13) T. W., V., S. 129. (Neue dorfs-und holzordnung 1732. so zu Absohns der herrschaft Thaur auf pitten und anhalten allselbstiger gemaint neuerlich errichtet worden.)

(14) T. W., II., S. 62. (Kloster Stams). (Alte ehhaft und bauthaitigung von Stams mit einer anhangenden waldordnung vom Jahre 1538 und einem zusatze vom Jahre 1586. )

(15) T. W., I., S. 267. (Stift Wilten). (Waldordnung in Sigismuntthal und Praxmär. )

(16) 「スヘルハ森林法」(一九二五年)ニシカニモニヒヤヨ田畠『スヘルハ森林法』一九六〇年。

(17) 著者・編著森林令ニシカニトガ Gierke, Das deutsche Genossenschaftsrecht, III, 1881, S. 782, Ann. 89. 参照。

(18) Karl Marx · Friedrich Engels Werke, Bd. 1. (Dietz), 1964, S. 112, 123 (監修セ「アヌケベニハカルベ全集」第一卷(大河善庄)一一九頁以下)。

(19) カール・クハク「林業における組合制度」(一八八七) (植村恒三郎遺稿「其の森林と森林組合の研究」)一一五頁。

(20) なお、東海林邦彦「十九世紀アロヤマヒタカム「林役權」の解体過程」、「植物」三四〇一、七二二頁以下、八七頁以下、九一頁以下参照。川瀬善太郎「公有林及其回林役」、一八頁以下参照。

(20a) ベーベルSchwyz ベルナーベリヒトセ F. v. Wyß, Abhandlungen zur Geschichte des schweizerischen öffentlichen Rechts, 1892, S. 68以下。

(21) Die Salzburgischen Trädinge (J. W., I.), 1870, S. 248, 253.

(22) 「御懲罰懲」の指標としてセキーネケの所縄を掲げておる。「この懲罰」(=官憲懲罰)の特徴的な指標は次の如くやね。<sup>80</sup>〔第一ノ〕やれ〔=御懲罰懲〕は國家を人臣のせむか異なるものとし得べ、〔第二ノ〕やれば、領域的・人的に統一した特定範囲における公的公權力の統轄——したがいに御懲罰懲はして、國別和書にたまつて一般和書(salus publica)を表し、株式も法を創造し、個人と全体との関係を規制する権利と義務一を不可離的に結び附いた統一体系。

「、國條令附帯法規類の中集冊第146頁」(Gierke, Das deutsche Genossenschaftsrecht, I, 1868, S. 642.)

- (23) Gierke, a. a. O., I, S. 643.
- (24) 伊藤栄『ドイツ村落共同体の研究』(翻訳版) 1101頁。
- (25) 伊藤栄、前掲書、1111頁。
- (26) 確か教授は、村落共同体における森林利用規制の固有形態として「木材採取の割当て制」(いわば、農臣の「土地所有の規模」に応じて行なわれた)、裁判領主における固有形態として「禁制林の成立」を各自挙げるが、「木材採取の割当て制」は決して農村共同体にのみ見られるものではなく、領邦国家による共同地森林利用規制の重要な形態である。」「禁制林の成立」は教授田身指摘の通り「裁判領主威儀はハシベヘル」に止む無く、「ハルヒュベル」による森林規制の一形態である(前掲書、1103頁註)。(44) 参照。したがって、「木材採取の割当て制」・「禁制林の成立」各自は、農村共同体・領邦国家各自に固有の規制形態ではないと極ねねばならぬ。
- (27) 伊藤栄、前掲書、1111—11頁。
- (28) 伊藤栄「ドイツにおける村落の自治形態について」、前掲書、1161頁。
- (29) 誠生武夫「入余の歴史」『入余の歴史其他』142—172頁。
- (30) H. Coing, Epochen der Rechtsgeschichte in Deutschland, 3.Aufl., 1976, S. 59. (訳文は「封建地の始める」八五頁に載つた。)
- (31) 村上寿一『封建法の形成』1111、1112、1113頁。
- (32) 江清明『行政法概論』上編、11頁。
- (33) G. K. Schmelzisen, Polizeiordnungen und Privatrecht, 1955, S. 5. されば教授の述懐に依れば、伊藤一氏「ヨーロッパ条令に關する記述の本筋動向(1)」『昭和新報編集』117大邱、118頁上段以下参照。
- (34) M. Weber, Wirtschaft und Gesellschaft, 5.Aufl., Studienausgabe, 1972, S. 389. (訳文は世界農業誌『法社会

- (32) G. K. Schmelzisen, a. a. O., S. 5.
- (33) G. K. Schmelzisen, a. a. O., S. 6.
- (34) M. Weber, a. a. O., S. 389, 417. (『法社会学』七四頁、一八五—六頁。)
- (35) M. Weber, a. a. O., S. 404. (『法社会学』一一〇頁。)
- (36) M. Weber, a. a. O., S. 389. (『法社会学』七四頁。)
- (37) M. Weber, a. a. O., S. 485. (『法社会学』四五三頁。)
- (38) G. K. Schmelzisen, a. a. O., S. 7.
- (39) M. Weber, a. a. O., S. 487. (『法社会学』四五七頁。)
- (40) 高橋幹八郎「比較土地制度史論譜」『土地所有の比較史的研究』七頁。
- (41) 中村寅一郎「アーヴィングにおける村落共同体とその自治的権利」『封建社会の共同体』は「十一世紀から十三世紀末の莊園法」が「村域内に居住するすべての者」に適用された一例を挙げる(三一四頁)が、これは注目されよう。ただ、時といふに「莊園法は領主の一田主支配下において被支配民全体に適用される法になり」「こまやかれら全体が莊園共同体とした」(三四九頁)と述べるとき、これはやはり「莊園共同体」とは呼べないであら。
- (42) 大塚久雄「共同体をむづく問題とするか」『大塚久雄著作集』第七卷、一一〇一頁。
- (43) 仁井田陞「中國の同族又は村落の土地所有問題」『中國法制史研究・奴隸農奴法・家族村落法』、六九七頁。
- (44) 大塚久雄「共同体の基礎理論」、前掲書、八四頁註(○)。
- (45) 大塚久雄「共同体の基礎理論」、前掲書、九四頁。
- (46) 例えは余田雄次、(紹介) F. Grass, Pfarrei und Gemeinde im Spiegel der Weistümer Tirols, 1950)『西洋史学』一九六二年を参照。

- (呂) ルスニアの歴史問題を研究せし H. Wießner, Beiträge zur Geschichte des Dorfes und der Dorfkommune in Oesterreich, 1946. ルスニアの歴史 豊本共著本をもぐら金鏡院出版社による『トマローラ歴史文庫』に掲載され  
トマローラの歴史形態の新興社会へ轉化に入れたことの歴史的研究 トマローラ歴史文庫第2集。
- (5) O. Stolz, Die Begriffe Markt und Land, Dorf und Gemeinde in Baiern und Tirol im Mittelalter, VSWG, 37, 1944, S. 37.
- (6) M. Weber, Wirtschaftsgeschichte, 1923, S. 27. (エムス・カウツク著『一般社会經濟史論』自然、中國風。)
- (7) 塚山豊輔 (呂) の本の事考編註。
- (8) O. Brunner, Land und Herrschaft, 1965, S. 410; O. Stolz, Rechtsgeschichte des Bauernstandes und der Landwirtschaft in Tirol und Vorarlberg, 1949, S. 297ff.
- (9) ハーロー・スコット裁判所・ハーネ裁判区の盛況とその問題並びに難解な問題である。今後改めて論じたる。参考書は J. Egger, Die Entstehung der Gerichtsbezirke Deutschtirols, MiÖG, Ergänzungsbd. IV, S. 373ff. となる。
- (10) Der straff halben der übertritten haben wir für genommen, welcher mer stam, dann im erlaubt und auszäigt wurde, sluege, sol zu puess von ainem yeden stam ausrichten und betzalen ain phund perner und das holtz sol unns verfallen sein.
- (11) Item wo aber ainer in den panwälden schleg oder holtzet, der sol von ainem yeden stammen ausrichten und betzalen zwantzig phund perner.
- (12) Item wo ainer sein antzal holtz nicht wesentlichen ynnhilt oder nicht nach ynnhalt der ordnung holtzet, der sol zu puss betzalen XX lb, perner.
- (13) Item wo ainer in höltzern oder waldein reutet prennet oder die wild in annder weg schwendet, der sol

zu puess betzalen X mr. perner oder nach gestalt der haundlung;...  
 (6) 甚の裏面に題する森林問題はたゞ一端の如きで最初に採用されたもの「分離統制」である。日本  
 日本でも「山林を市民に分割使用せしむ」 「三分か或は山割」が行はれ、「村割」のみならず市民と「永代の使用権」  
 を認めた例もある(前田正治編著『日本古事記法の研究』本論六八頁)が、本稿の趣旨「三分け」の態様は違ひかでない。  
 たゞ、「本割」(「船底割」)を主心眼とし、「本割」後に各町に成る樹木數を指定したようだ。

(5) ...daraumb die richter an denselben eindnen mitsammt den waldmaistern albeg in all verhandlung sehen  
 und ihm gutbeduncken auch gelegenheit des schaden nach darynn handeln sollen。  
 (3) ain yeder umb sein verhandlung, die also in den gemainen holtzen und wälden beschehen, vor dem  
 phleger oder richter an demselben eind zu rechtfertigenn in beywesen unner waldmaister;...  
 (3) Brunner-v. Schwerin, Deutsche Rechtsgeschichte, II, 1928, S. 257f.

(4) 龍驤真川『日本法源史』一三七頁。

(5) M. Weber, a. a. O., S. 390. (『農村社会』十四頁)

(3) ...in beywesen unner waldmaisterr, der söhns von unsern wegen beklagen und alsdann die puess dem  
 gerichtsherrn phlegern oder richter zusteen und verfolgen sol, und welher tal sich der urtail daselbs beswärft,  
 der mag die dingten fur den Stain in unserm phanhwass zu Hall...。

(5) たゞ、裁判場所は通常の固定場所と異なり、森林事件では被疑事件の近隣場所(an denselben ernd) 望むべし。  
 されば、加ねども是の Augenscheinbeweis 申続申称せられやう。

(3) ...und so der beclagt daselbs verlussig wurd, sol er die costung, was vor dem Stain und in dem gericht  
 darüber ganguen wäre, auch aufrichten und söh betzalung unsern ambt bemelts unners phanhwass  
 zusteen. いざやうり 裁判開始の主導権は森林官が握り森林事件の罰金收入はハム裁判権者に属屬するに相違ないが、其

央政府森林知の職權シナムハナノ裁判權權の執行ムの體の権威の體權也。

- (5) Wo aber die gerichtsherrn phleger oder richter in eintziehung der straf sawnig erscheinen, wurden wir die hinfür in unserm phannawss eintziehen lassen und vor dem Stain zu rechtfertigen bevelhen,...

- (6) E. Schmidt. Einführung in die Geschichte der deutschen Strafrechtspflege, 3.Aufl., 1985, S. 84, § 68  
(Stadtkläger)

- (7) H. Knapp, Das alte Nürnberger Kriminalverfahren bis zur Einführung der Karolina, Zeitschrift für die gesamte Strafrechtswissenschaft, Bd. 12, 1892, S. 288ff.

- (8) W. Ebel, Der Bürgereid als Geltungsgrund und Gestaltungsprinzip des deutschen mittelalterlichen Stadtrechts, 1958, S. 99ff. (※ 森林「中世時代の裁判權權」『マニハ母權權の歴史』117頁の脚注参照)

■

- (9) | 聖立R. His, Das Strafrecht des deutschen Mittelalters, Teil 1, 1920, S. 37ff. (§ 18. Die Strafwendung, I. Voraussetzung der Bestrafung) 参照。

- (10) J. Grimm, Deutsche Rechtsaltertümer, 4.Aufl., II, 1899, S. 640.

- (11) 森林犯罪の研究シナム Brunner-v. Schwerin, a. a. O., S. 641.

- (12) Mitteis-Lieberich, Deutsche Rechtsgeschichte, 14.Aufl., 1976, S. 92. (聖立R. His『マニハ母權權』脚注  
参照) 142頁

- (13) Brunner-v. Schwerin, a. a. O., S. 644, Ann. 43.

- (14) | 聖立R. His G. Landwehr, Gogericht und Rügegericht, ZRG. G. A. 83, 1966, S. 136f. 参照。

- (15) H. Siegel, Das pflichtmäßige Rügen auf den Jährdingen und sein Verfahren, Sitzungsberichte der Österreichischen Akademie der Wissenschaften zu Wien, Bd. 125 (1891).

## 一

一　さて先ず一五〇一年森林令第一条前段である。これによればラント裁判官は、領邦の一官吏としての「森林犯罪告発人」を村民の選挙に委ね、自らは単にその同意或は確認に止まるべきであった。領邦君主（政府）は農村共同体の「警察」——「仲間警察」と呼ぶ——の組織・作用を巧みに活用しようとしたのである。すなわち、農村共同体は自治的執行機関の一つに森林役人（Forster）を置き、これが森林犯罪被疑事件の「告発」（Anzeige）を行なってきたのである。伊藤栄教授の次の指摘<sup>(1)</sup>にて参考されよう。「農地〔に関する争訟〕には農地役人の、アルメンデの犯罪〔をめぐる裁判〕には森役人の証言」行為は「仲間警察」作用の一つである。こうして、村民に「森林犯罪告発人」の選挙が委ねられたのは、一般に領邦君主（政府）が農村共同体の既存の「仲間警察」組織及び作用を高く評価し或は評価せざるを得なかつたことに基づくものと思われる。これは「領邦警察」の未発展或は弱体とも関連があろう。これにかんして近世日本の村の場合が参考されよう。すなわち「烟盜」・「山盜」の探索・制裁が農民の手に委ねられたのは、一つは「領主〔幕府・各藩〕」の警察権が「不徹底」であったこと、二つは烟盜・山盜が「農山村に日常生起する事件」であったことによる。こうして以下では先ず（一五）、森林犯罪の告発を中心とした「仲間警察」の実態が如何なるものかをティロール領邦を含め広く一般的に概観し、次に（六一八）、この「仲間警察」が果して如何なる觀念に支配されていたかを究明したい。

二　先ず、「仲間警察」の実態の概観である。このために先に農村「仲間警察」研究史を見たいが、その前に、都市共同体の「警察」につき極く簡単にふれておきたい。けだし、都市警察は農村警察と同じく元來「仲間警察」の一種形態であつたし、やがてその発展とともに「領邦警察」の形成に大きな影響を与えたからである。

さて、およそ「警察」の起源を中世都市に見て、この都市警察を「市民集団としての自治体」（「市民の自己防衛集団」）に由來したと見るのが、戒能通孝「警察権の歴史と理論」である。これによれば、近世国家に出現した警察

観念には二種類のものがあった。第一は、警察は「裁判権の附属物であり」「既発事件の処理を主要任務」とする。それは「裁判所にひきだすべき人を、実力によつて追及し、逮捕する」と<sup>(4)</sup>である。これにたいし第二は、警察は「主として君主・政府の安全を保障する」ため「すべての人に未発のうちに疑いをかける」ものである。それは「ありうべき一切の危険を想定し、その予防のために情報を集め、実力を行使する予防活動」である。これら二種の警察觀念の中でも前者が、十四世紀イングランドの治安判事制度下において展開し、それは「犯罪によって自己の権利を侵害された」と考える人々が、単独でもしくは協力して被疑者を捕え、これを治安判事の前につきだす「自治的な警察」であった。中世ドイツ農村で展開したいわゆる *Gerichtsfolge* は「仲間警察」の一形態としておもにこれに類するものと言えよう。<sup>(5)</sup> この「自治的な警察」觀念は教授によれば、一〇七〇年カムブレー市における自治権闘争以後のフランス・ドイツの諸都市において「市民の安全を保障」するため「市民がまず『誓約』をたてて」「都市全部またはその一部において警察・裁判の権利を獲得した」ところの都市誓約団体の警察（この代表が「商業警察」・「市場警察」）の觀念に遡るものであった。この警察は「都市領主・都市君主のため」でなく「市民のため存在する」という意味で、本稿に語る「仲間警察」と呼べるものである。こうして以上教授の所論は、都市警察が「仲間警察」であることを示す点で貴重なものである。しかし他方で次の疑問は打ち消し難い。すなわち、教授によれば十一世紀以降成立し發展していくフランス・ドイツの都市の「自治的な警察」は觀念の上で十四世紀以降イングランドの治安判事制度下の警察と連結したが、他方近世国家における他の警察觀念は教授によれば「予防警察」であって、これは近世フランス・ドイツに展開した。とすれば、中世のフランス・ドイツ都市の「自治的な警察」は一体中世以降どうなったのか。都市において「自治的な警察」が支配したフランス・ドイツが近世になって何故「予防警察」を生むに至ったのか。これらの点は教授の所論では知ることができない。これは、教授が都市警察の変遷に留意しなかつたことに原因がある。こうして、以下で簡単に特にドイツ中世都市警察の変遷にふれておきたい。

都市警察の変遷は、都市が「団体（ケノッセンシャフト）」からやがて「法人（ケルペルシャフト）」へと移行するに（<sup>(1)</sup>）と、つまり「universitas civium [市民の総体]」と並んでかつての上位に、civitas [都市] が、すなわち独立の行為主体としての都市」が出現することと関連する。じいで、戒能教授自身により「警察法の概説として、現在でも一番簡明なもの」<sup>(2)</sup>と高く評価されたE・レーニングの所論が参照されよう。すなわちレーニングは、中世における警察の担い手が教会・都市・領邦の三者であったこと、「うちどくわけ都市の警察について次のように述べた。「都市が、商工業生活及び〔教会に代わって〕精神生活の場となり、中心となるにつれて、ますます、都市住民の中」<sup>(3)</sup>、〔他の何ひとによつてではなく〕都市政治 (Stadtpolitik) の手によってしか充足され得ない様様の必要 (Bedürfnisse) が生じてきたのである。都市諸官庁 (Behörden) の〔警察〕活動の最初は、市場における取引の監視及び規制、度量衡の確定、良質で混ぜ物のない食料品の配慮、であった。後代ますます範囲を広げた都市諸官庁の活動は、十五世紀には伝統的に及ぶ立法と行政を生み出したのである。レーニングによれば「現代語で『夜務行政 (innere Verwaltung)』」<sup>(4)</sup>と称される組織・作用が、「〔中世〕国家ではなくて〔中世〕都市において〔初めに〕成立し展開した」のである。このハーリング所論における都市警察は「自治的な警察」「私的警察」としては描かれていない。しかも都市警察の「歴史」警察・「官吏」警察としての位置付け（「組織された警察」）が、都市警察研究上、普通に指摘されてゐるといふのである。この点から見るならば、戒能教授の中世都市「仲間警察」觀は確かに注目すべき成果なのである。しかしながら教授は、中世都市警察の変遷に留意せねばならなかった。都市警察は商業警察一つとしてみても、確かに都市内部における力関係如何では同業組合もこれを行なうが、他方「都市の諸官職を通じて、より官憲的に行使せね」<sup>(5)</sup>こともあり、都市諸官職を支配・統制していくのが都市参事会で、これが「都市政府」となった。こうして、あたかも立法の面で「市民たちの約定 (Bürgereinungen)」に代わって<sup>(6)</sup>、参事会公法 (Ratsatzungen)<sup>(7)</sup>」が成立した如く、「仲間警察」に代わって転わせ「参事会警察」が形成された。

このような「参事会警察」の一組織が、中世都市の告発専門吏（職業的告発人）であるが、これについては後に述べることになるであろう。

かつて G・フォン・ベロウは、十六世紀「領邦警察」の形成に中世都市警察が「模範的な働きを果したと述べた」<sup>(15)</sup>が、この場合の都市警察の基本的形態は「仲間警察」ではなく、むしろ右述「参事会警察」であったことに注意すべきである。<sup>(16)</sup>中世都市における「仲間警察」から「参事会警察」への推移の問題は、都市警察制度史研究の今後の論点の一つとなる。いずれにせよここで注意すべきは、「警察」が（その極く一部分は教会によって担われた点を除けば）都市ではじめて誕生したことである。右述 E・レーニングは警察の担い手として農村は度外視した。戒能教授も述べる。中世農村においては「まだ必ずしも山林管理「すなわち共同地利用規制」その他特定の目的を超えて、農村住民一般に関連する秩序の自主的維持」は村民によって求められず、（「都市では警察は市民：自体のものになり得た」に反し）「農村では〔警察は〕農民のためのものになり得なかつた」と。確かに都市と比較して本質的にヘルシャフトリッヒに構成された中世農村（「農村の空気は人間を不自由にする」）には、都市におけるとは異なり「警察」の基盤となり得る農村「誓約団体」は形成され難く、誓約は「農村ではともすれば警察の敵」であった。にも拘わらずこう言わなければならない。早期に都市警察の重要な分野を形成した「ギルド内における強力な営業警察」も「特定的目的」（＝「価格と商品との統制 (Beschau)」）を目差さなかつたか。「山林管理」＝共同地利用規制も「農村住民一般に関連する」秩序の「自主的維持」を目的としなかつたか。このようにして、以下中世農村警察を取り上げる契機を見出すのである。そして、それを「仲間警察」と位置づけたい。

三さて、農村「仲間警察」研究史に移る。 「仲間警察」の組織・作用の問題は、ヨーロッパないしドイツ農法史・村落法史研究で比較的早く取り上げられ、その重要な一部分を形成してきた。例えば、F・フォン・ヴィーエスは「スイス農村共同体」（一八五二）で「共同の利益を実現するため、法を定立し、法の違反に制裁を科し、警察

を行なつ、本調の意味の「共同体」が、東部スイス（ザンクト・ガレン、テューリッヒ、トゥールガウなど）、ヴァーラント（Waadtland、ローザンヌ地方）、レーティエン（特にヨンガーディン）におけるすでに五世紀ないし八世紀の「自由村落」に出現したと述べ、法創造・裁判と併んで警察（Ortspolizei）が農村共同体の本質を形成する一要素と見た。そして、農村警察（Dorfpolizei, Marktpolizei）の組織・作用を具体的に描いて見せたのが周知の如く、G・L・フォン・マウラー（先ず『マルク・所領・村落・都市制度及び公権力の歴史序説』（一八五四）、後に『<sup>(19)</sup>』）りわけ『ドイツ村落制度史』全二巻（一八六五—六六）<sup>(20)</sup>）そしてフォン・マウラーの研究に大きく依拠したO・ギルケ（『ドイツ团体法史』（一八六八）第五三章「農村共同体」及び『ドイツ社団概念史』（一八七三）第一〇章「マルク内部の土地にたいする総有権と個別権」）<sup>(21)</sup>）であつた。例えはギルケは、マルクゲノッセンシャフトが定期裁判集会において、「非訟事件裁判権或は単なる仲裁裁判権に止まらず正規の裁判権及び科刑権・眞の立法権・本来の行政及び警察・農村市場及び開市権の〔マルクゲノッセンシャフト〕内外にたいする保護権」を行使したとし、この点でフォン・ヴィース以来の所論を繼承<sup>(22)</sup>し、更に「仲間警察」の一形態としての「仲間族的森林警察」の展開を論じた。<sup>(23)</sup> 現在わが国のドイツ農村共同体研究（例えば伊藤栄『ドイツ村落共同体の研究』第五章「ドイツにおける村落の自治形態について」）は、「仲間警察」及びこの「仲間警察」の基盤となつた「ゲノッセンシャフト」の実態にかんし基本的には依然、以上の諸研究に依拠している。これにたいし、ギルケ『ドイツ团体法史』で展開された「ゲノッセンシャフト」概念を批判したのがK・S・ベーダー『トルフゲノッセンシャフトとトルフケマイシテ』（『中世村落法史研究』第二巻。一九六二）であった。すなわちベーダー教授は次の如く述べるのである。「ギルケがゲノッセンシャフトの下に果たして何を理解していくかを探つてみると、彼の〔ゲノッセンシャフト〕思想の持つ途轍もない一面性（großartige Einseitigkeit）が明るかとなる。つまりいうのである。ギルケにとってゲノッセンシャフトは、人的团体（persönlicher Verband）の中において平和と自由の内に生える〔ゲノッセの〕権利を意味し

た。しかし読者は、單に見せかけに過ぎないこのような集団主義的観念に騙されではならない。けだし「右のゲノッセンシャフト概念に」働く思想こそは個人主義の最たるものだからである。個個的には如何に彼が「ゲノッセンシャフトにおいて展開した」社会的義務を強調しておろうとも、そこで問題となつているのはあくまでも個体 (Individual) の権利であり、当事者の契約意思に基づいて結成される団体 (gewillkürter Verband) の中ににおいて生きる個人 (Einzelmenschen) の権利である。このようなギールケ批判の根底になっているのは、ギールケを「団体の概念及び社団理論の体系を獲得しようとするために、法以外の諸基礎や諸背景を考察に加えない」法実証主義者とするバーダー教授の観察である。<sup>(27)</sup> かくして教授は「仲間態」研究においては「概念的なものから演繹をする方法ではなくて、個別的諸現象から概念を導く方法」が必要であると次のように言う。「経済的及び社会的諸事実がゲノッセンシャフト〔の形成〕を招來するのである。こうしてわれわれは、史料に表われた用語を道具にしてそれ〔＝ゲノッセンシャフト〕を解明する。最初にあるのは言葉で概念ではない」。以上におけるバーダー教授のギールケ批判の適否に立ち入るのは、ここでは差し控えざるを得ないが、「最初にあるのは言葉で概念ではない」の指摘は曠み縮められるべきものかもしれない。とは言つものところで次のことを述べておきたい。バーダー教授は、別著「中世村落における不動産利用の法的諸形態および諸層」(『中世村落法史研究』第三巻。一九七三)においては盛んに、中世の土地利用法における個人利用と集団利用との対立、或は、同じく共同地利用における利用権者個々の利己的利害と村落共同体<sup>(28)</sup> 或はその他の団体 (例えばマルクゲノッセンシャフト) の集団利害との衝突、に論及する。この点でギールケ批判との関係からバーダー教授の所論に或る疑問が生ずるのである。これは、本節八で取り上げることになろう。

四 次に「仲間警察」の実態の概観及び「森林犯罪告発人」とのかかわりの問題である。フォン・マウラーは右述『ドイツ村落制度史』全一巻で農村「仲間警察」の様様な形態を紹介したが、特に重要なのは当然新地警察 (Feldpolizei)・森林警察 (Forstpolizei) である。前者は多かれ少なかれ共同耕地を持つ農村共同体に展開し、後者はこれ

に加えて、共同地を持つ散居の共同体(24)にも行なわれた。この両警察は、共同耕地及び共同地にかかる「告発事項」(rugbare ding) —— 例えば、共同耕地にかんしては隣接耕地の鋤き削り、共同地にかんしては濫墾・濫伐、なぐ——を告発者が定期・不定期の裁判集会において或は村長等村役人にたゞし、「告発す。」(ruegen, anzeigen, anmelden) 形態で展開した。告発者になつたのは、村民(裁判集会出席者)一般、村民一般と村役人(村長や判決発見人)<sup>(25)</sup>一般、村役人のみ、特に森林・耕地役人(waldpürgen, forster, banwartなど)。我が國近世村落の「野廻り番」<sup>(26)</sup>などである。彼らは一般に告発を義務づけられていた。告発義務は時の経過と共に、村民から諸村役人に移つた。最終的にはそれは森林・耕地役人(これを「野番」と呼んでおひう)に負われていたのが通常と思われる。こうして森林・耕地にかかわった犯罪の告発(無論これに至る森林巡視・耕地監視)はほとんどもっぱらこの「野番」に委ねられた。<sup>(27)</sup> 告発を行なう者が時とともに推移したのは、農村共同体において組織の分化・職務の分業が起こったことによるし、更に、告発義務が村民一般・村役人一般に止まるのではなく実際の行使——しかも適正・公平な——が期待できず、専門職の設置が望まれたことによると思われる。

「野番」(じゅわけ Forster の名で呼ばれる)は農村共同体の組織(裁判集会と各種執行機関)の中では比較的下位の職務であった(下級村役人<sup>(28)</sup>)が、元来は、特に自己の権益維持に敏感であった聖界の土地領主或は莊園团体の下の一組織として誕生したものであつた。<sup>(29)</sup> こうして「マイヨル職(Meierschaft)」仲間から、牧人・野番、村の警固番・鐘つき番を選出したのである。現に「野番」はすでにフランク時代聖界領主の下で、森林監視ないし森林犯罪告発の職務に就いており、亦、十三世紀の一聖界史料は「野番」(forestarcius, qui dicitur wilt, forstere)が告発にあつたことを報じる。やがて自治的な農村共同体の形成しゆゑ「野番」職は、村民自身によって選出されるに至り、農村共同体の一執行機関と位置づけられた(この「野番」職の中に、農村共同体が「経済統制団体」(ウェーバー<sup>(30)</sup>)であったことをはつきり見てとれる)。いわなると、「野番」の職務が村民の経済生活(共

(同耕地・共同地の利用)に大きな影響を持つとする自覚下に村民は、「野番」の「不法な職務行為」——例えば衝突を欠く告発——にたいし彼を処罰するようになつた。この点は、日本近世村落の「野廻り番」について或る村法が「野廻り番の者油断仕候へは為科料錢二百文可申付事」と定めるのとほぼ軌を一にする。ところで、「野番」はその職務の故に特に保有地 (vorsterlehen)・穀束 (vorstergarben)を得る場合もあり、「野番穀束」は村民が、「野番保有地」はベルが与えた。<sup>(45)</sup>これによれば、村民による「野番」職設置は、土地領主或は裁判領主の利害と密接にかかわっていた<sup>(46)</sup>（けだし、領主は共同地を村民とともに利用していた）ことがわかる。この点の別の事例としては更に、『ハルヴィル家支配領の國制史經濟史研究』（一九五二）の中で J·J·ジークリストが、同家支配領に所属の諸村落における常置の村役人の中で「野番」（十四世紀に Forster の名で登場）は最古のものであり、しかも「野番」の職は同家主宰の裁判所の裁判廷<sup>(47)</sup>（Gerichtsweibel=裁判集会召集吏・判決執行吏）職と常に結びつき、両職は後代十七世紀末に初めて分離し、村民は新たに森林・耕地役人 (Holzweibel, Baumwart) を選出したと指摘する<sup>(48)</sup>のが参照されよう。このように、「野番」職の中にわれわれはゲノッセンシャフトとヘルシャフトとの共通利害の（しかも長期間に及ぶ）担い手の一人を見ることができる。そしてこの点がはからずも、ティロール一五〇二年森林令第一条前段における「森林犯罪告発人」設置の性格、すなわちゲノッセンシャフトによる選出とヘルシャフトによる同意との二重性格を知るのに示唆を与える。つまり「森林犯罪告発人」は、村民と領邦君主(政府)との利害が共同地森林利用規制にかんし一致することで設置されたものと解し得るのである。しかもこれは、領邦政府の方が既成の森林「仲間警察」——「野番」——を巧みに活用することによってなのである。

ところでこのように見てくると、「野番」をこれまでティロール領邦に限定せず比較的一般的に述べてきたのが、ここで、「一五〇一年森林令の「森林犯罪告発人」設置と「野番」とのかかわりを、既存「野番」の実態を論点に当領邦について探らざるを得なくなる。しかも一五〇一年森林令が対象としたイン渓谷地域（つまり北ティロール）にお

ける既存の「野番」の実態が当面問題である。ところがこれが極めて困難な問題なのである。すなわち南ティロールについては、例えば一三八〇年の文書<sup>(55)</sup>・一四七一年の文書<sup>(56)</sup>が各々「野番」(forstner, holzprüger)に言及し、北ティロールにおいても確かに一五〇二年以後については「野番」が知られるが、一五〇二年以前の北ティロールにおける「野番」のはっきりした存在については、残念ながら手もちの判告文書史料ではほとんど確定できないのである。では本当に一五〇二年以前の北ティロールに「野番」が設けられていなかつたか。もしあよそ「野番」が存在しないとすれば、「森林犯罪告発人」の設置は全く新しい試みとなる。しかるにその蓋然性は極めて小だと言わざるを得ない。けだし、北ティロールの農村共同体の一組織として「野番」が一五〇二年以前に置かれたかとはとても考えられないことだからである。この点を仮に譲り形式的な「野番」の不設置を容認したとしても、実質上「野番」職に相当する職務にあたった村役人は存したと思われるのである。そしてこの点を明らかにしてくれる極めて貴重な文書が、一四一一年の判告文書(北ティロール・シュタイナック Steinach 裁判区所属トリンス(Trins)村で作製)である<sup>(57)</sup>。当文書作製の経緯は、文書の前文に明かであり、これに本稿の問題も関係する。されば、シュタイナック・ラント裁判所裁判官 Fridrich der Smieher のよとにトリンス村の村長 Fridle der Tost が代弁人と共に訪れ彼に次のことを依頼した。裁判集会を開催し、そこで先ずトリンス村における古来の良き慣習と法が果たして何であり、次に「dorfmäister, fronpotten, ezzhai 及び rüger」の各村役人に果たしてどのような古来の良き慣習と法が帰属すると信じられるものを裁判集会出席者に質問し、次に、彼はそこで発見された慣習と法を文書に認め印を吊すようにと。これを受けてラント裁判官は裁判集会を主宰し、集会出席者の中で村の古老・評議のよし人間十五人にたいし、村の慣習と法を聞いた。以上より当面の問題は右に見えた村役人の中で ezzhai と rüger である。このうち ezzhai<sup>(58)</sup>は、共同耕地の垣を検査し、牧草地を監視し、家畜を見張った(この点では牧人と絶えず接触を保つた)番人であり、まさに「野番」職の一部を管掌したのである。こうして見るる rüger が、村の耕地、森林、そ

他の事項にかかる被疑事件の告発をも行なう番人として、「野番」職に相当したものと言える。後代も両者は似通った職務の村役人として姿を見せた。<sup>(合)</sup>ここには形式的な「野番」の存在すら認められるようである。これはともかく、実質上「野番」職に相当する職務にあつた村役人がいたことはほぼ疑いがない。このように見れば少なくともトリンス村にとつては、一五〇二年森林令における「森林犯罪告発人」の設置は実質の上で決して突然の、全く新たな出来事ではなかつたと言える。トリンス村における事情は、前述の如く筆者手もとの判告史料では差し当つて証明できないが、一五〇二年以前イン渓谷地域（北ティロール）の諸農村共同体においても多かれ少なかれ存したのではなかろうか。では、農村共同体における現実がこうであったとき、「森林犯罪告発人」の職の設置は如何なる意味を持つたか。それは第一に、イン渓谷地域農村共同体に「部落」単位で共同地森林監視官職の設置が領邦君主（ないし政府）によつて義務づけられたこと、第二に同職は、農村共同体における従来の比較的広い職務範囲をもつ「野番」（Forstwärter）とは異なり、共同地森林のみを管掌した森林専門吏であったこと、第三に同職は、イン渓谷すべての農村、共同体に設けられるべきであつたこと、第四に同職は、森林令で定められた森林犯罪にかんする被疑事件につき告発を命ぜられた（「告発」専門官）こと、第五に同職によるこの告発は、農村共同体いでなく領邦君主（ないし政府）直属の森林官に向かって行なうべきである。以上述べたところから、一五〇二年当時ににおける、農村共同体の古「野番」職（ないしこれに相当する職）と新「森林犯罪告発人」職とのかかわりがどうであったかは明らかとなつたであろう。その後は古「野番」職の中の森林役人の職務は「森林犯罪告発人」職に多かれ少なかれ吸収されていつたと思われる。そして、一五〇二年森林令（言わば、ティロール領邦森林基本法）に基づき、農村共同体の村規則・森林規則で、森林官に告発を行なう森林監視人（「告発権をもつ森林保安官」）が設けられていつたことは既述（第一節一）の通りである。

五 ところで、以上は、農村「仲間警察」の一形態であつた耕地警察・森林警察（「野番」）の実態の概観と、併

せでこれと「森林犯罪告発人」との関連を見てきたが、実は、「森林犯罪告発人」の設置が領邦政府における「官憲思想」の現われといわんとき、これとの関連で叙述される「仲間警察」（その一つである「野番」）の問題はその個々の形態を論及することで済まされ得るはずもなく、今やわれわれは、「仲間警察」の基盤となつたものに眼を向けるときに達したのである。一五〇一年森林令における「森林犯罪告発人」の歴史的意義は、この「仲間警察」の基盤を明らかにすることによってこそ、充分に考察できると思われるるのである。筆者は中世ティロール（そしてそれを「船として含む中世ドイツ語圏域）における「仲間警察」（そして「野番」）の個々の形態及び実態については、前述の如く極く簡単にしか取り上げ得なかつたが、それは第一に、「仲間警察」研究は現在迄基本的にはフォン・マウラーやギルケの所論以上にさほど進展しておらず大方は両者の研究を参照することで済み、ことさら個々に叙述の必要はないこと、第二に——これが当面重要なのが——、「仲間警察」の個々の形態の描写に多くの紙面を費やすよりむしろ、「仲間警察」の基盤自体の問題に眼を向ける方が、「森林犯罪告発人」の意義を究明する上に肝要であることにによる。「仲間警察」の基盤とは「ゲノッセンシャフト」の原理である。以下ではこれを叙述したい。その場合、とりたてて中世ティロール或は中世ドイツ諸邦の諸素材を列挙し事例でもって敷衍することはしない。ただせいぜいティロールの一事例を踏まえたいので始めたい。それは、先の一四一年トリンス村の判告文書に見えるものである。すなわち、ラント裁判官 Friedrich der Smieher の質問に応じトリンス村の古老等十五人は一致して、村の現在に猶も古き法を判告したが、その中で次のように述べられた。「亦、次のことは彼ら〔トリンス村の古老等十五人〕によつて〔画村の良き古き慣習と法であると〕信じられるものである (ist in ze glauben)。〔すなわち〕彼ら〔dorfmäister, fronpoten, ezzhai, rüger 各人〕は、むしろある處で、〔作物などに〕害を加えてゐる家畜を殺見するときは、それ〔＝家畜〕を差し押え、威はその〔＝家畜が害を加えてゐる〕ことを、裁判所〔ないし裁判区〕の名にねじて告発する (von gerichts wegen rügen) ふれである」。この村長を含め村役人たちによる告

發行為は、南ティロール地域では通常定期ラント裁判集会において「判決発見人」(aitschwören)の職にある者が「弾劾宣誓人」となって行なつた。<sup>(53)</sup> ここでザクセンシューベーゲルラント法 I 2 § 4 に述べられた「村長 (burmeister)」の職務が参照される。彼は「裁判集会及びフォーカート裁判集会において、これら集会に欠席した集会出席義務者及び特定の刑事件件で告訴者のいない事件を告発 (würgen) すべきであつたのである。これら村役人による告発が、農村共同体の名において起こつたことは、疑いがない。トリンス村役人が「裁判所〔なしし裁判区〕」の名において」告発を行なつた場合も変わりはない。けだし、ティロール農村共同体は既述の如くラント裁判所団体であった。亦、ラント裁判官と絶えず交渉をもつた。この意味で一農村共同体は確かに一つの gericht であったのだ。しかし、その実質は(ティロール中世農村史料で特に頻出す)<sup>(54)</sup> nachbarschaft であら、しかも「土地保有者たちの特定の人的範囲」<sup>(55)</sup> だった。そして、村役人が農村共同体の名において告発を行なつたと同時に、時として村民すべてが告発に携わつたこともある。否元来は村役人ではなく村民一般が告発を行なつたのである。ここで G・ラントヴァーレルが、ザクセンのヨー裁判所は「第一義的に、人民による告訴〔すなわち告発〕」が行なわれた告発裁判所 (Rügegericht mit Volksklage) 」<sup>(56)</sup> であり、十四世紀になつても人民法的性格を担つたと指摘したのが参照される。では、村役人は農村共同体の名において告発を行なつたのにたいして村民は何の名においてこれに携わつたか。これを考えるのに素材を提供してくれるのが再びザクセンンヨー・ゲルラント法 III 86 § 1 に述べられた、「何人かが彼の村民仲間の共有地を鋤き削るか耕すか或は畠で畠い込んだ場合、彼がそのゆえに村長の前に告発され或は告訴されるならば、彼はそのゆえに三シリングの罰金を支払わねばならない」の文言である。<sup>(57)</sup> したば、共同地損傷事件が「村長」によつてではなくむしろ「隣人一般 (村民仲間 gebüre)」<sup>(58)</sup> やなわち「隣人」Nachbar) によって告訴された (G・ラントヴァーレル教授指摘の「人民告発」Volksrüge) ことから、比較的古い法状態が窺える。共同地損傷者は「村民仲間」(「隣人」)から告発され或は告訴されたが、このとき告発者或は告訴者は「村民仲間」(「隣人」)

の名において告発或は告訴に携わったことになる。換言すれば、「村民仲間」（「隣人」）が「村民仲間」（「隣人」）の名において告発或は告訴を行なつたのである。これは次のことを指すものに他ならない。すなわち、告発者或は告訴者は、共同地損傷者の「村民仲間」（「隣人」）としてまさに自己の名において共同地損傷者を告発・告訴した。これが、共同地損傷者は村長に「告発され或は告訴される」の意味と言える。すなわち村民は、あたかも田口の身体が損傷を受けた如く、共同地が被つた損害について自己を直接の被害者と感じ取つたのである。これがゆえに村民は共同地損傷者にたいし自己の名において訴えを起こした。このことの中にまさしく「ゲノッセンシャフト」の原理が働いていた。以下はこれを敷衍したいのである。

六 こうして、農村「仲間警察」を支配した観念の問題に移つた。ここでは仲間「警察」ではなく「仲間」警察を支配した観念が重要である。けだし第一に、農村共同体は当初から一箇の「ゲノッセンシャフト」——以下これを「仲間態」と訳す——であつたがゆえに、「仲間警察」は「仲間態」の秩序の維持を目差す・農村共同体の・「行政」組織・作用と捉え得る（「行政」と同じく農村共同体の「法創造」・「法発見」は言わば「仲間立法」・「仲間裁判」であり、後述の如く「行政」とともに「仲間態」秩序の維持・保証を目差す）とするならば、第二に、「仲間態」を「その構成員（Mitglieder）が志向する、宗教的・文化的・経済的・社会的・法的・政治的諸目的を果たすための人的団体」と見、亦、それを「全構成員による集会機関と〔一部構成員から成る〕執行諸機関<sup>(6)</sup>」との中に求め得るとするならば、「仲間警察」を支配した観念の解明は畢竟「仲間態」の構成員=「仲間」（「ゲノッセ」）を支配した観念の解明を指すことになるからである。こうして、「仲間」を支配した観念の究明に進むこととなつたが、その前に当然、「仲間」の意味を明らかにしておかねばなるまい。

さて、「仲間」は一応外的と内面的との二重の意味を持つと言える。先ず外的の意味である。これは、「仲間」とは「外人」（Ausländer）にたいし閉ざされた或る人的範囲（この場合無理、「仲間」が「空間的な意味で村落に

『居住』したすべての者」ではない。村落には「仲間」と併んで「外人」が住んだとするものである。<sup>(33)</sup> この意味に「仲間」を捉える仕方はわが国でも屢々見受けられる。例えば、共同体成員相互の「形式的平等」(大塚久雄教授)<sup>(34)</sup>、「仲間の内に対しても一応平等の原則をもつた身分的個人主義いわゆる *Ständedindividualismus*」(井田陞教授<sup>(35)</sup>)、共同体内部に展開した「伝統的な特定生活水準の均等・均質性」(住谷一彦教授<sup>(36)</sup>)、共同体の「仲間的平等性」<sup>(37)</sup>、「仲間的連帯性」(江守五夫教授<sup>(38)</sup>)などは一見して、「仲間」を内面的意味に捉えたものようだが、実際はすべて、「仲間」を外面的意味に捉えたものだ。すなわちそれは、「仲間」＝非「外人」(＝「共同体の構成員」として承認されていた者)。無論本稿では、或る人間(「外人」)が「仲間」と承認されるのに如何なる手続を要するものかは一切問わないを言い替えたに他ならない。すなわち「仲間」が平等であるのは、平等であるがゆえに「仲間」なのでなく、「仲間」であるがゆえに平等なのだ。「平等」は、「仲間」であることに不可避的に伴なう一効果であり、「仲間」それ自体を形成するものではない。<sup>(39)</sup> 换言すれば理論上不平等な「仲間」はないのである。このように見れば「仲間」の意味はその内面的意味を明らかにしてはじめて得られることがわかる。以下これを究明したい。その際筆者に手がかりを与えてくれるのが、K・S・バーダー『マルフゲノッセンシャフトヒルフゲマインデ』における所論である。

バーダー教授は、同著第一章「ゲノッセンシャフトヒルフゲマインデ」における「ゲノッセ」(genoß, genossame)及び「ゲマインデ」(gemein, gemeinde)の語義的解釈を行なう。genoß やは「他の人間と一緒にばらし(物を)利用しこれにより利益を享受する人間」(der Nutzende-Mitteilende)である。したがって「ヒルフゲノッセンシャフト」は「多数村民の隣人共同趣(nachbarliches Miteinander)」の意味で用いられる。「ヒルフゲノッセンシャフト」は共同体(これは聚村の場合、聚村内共同体——広場・道路など——と聚村外共同体——森林・放牧地など——に分けられる)の利用の中に現われる。これにたゞ一、gemein は「あらゆる形態の人的結合(Personenver-

bindungen)」・「人間相互間における交流 (Austausch)」を指し、したがって「マルフゲマインド」は「土地の共同利用 (Gemeineinutz)」の権利以上の諸権力を要求し、且つ(要求するに止まらず)事実上もそれを行使する・聚村に根を下す・(人間の)結合体 (Verband)」の意味で用いる。そして、バーダー教授は「マルフゲノッセンシヤフト」も「マルフゲマインド」を同義語としてではなく一つの発展を示すものとして捉えようとする。この発展とは前者によって展開した「縦手的・仲間態的諸形態」(すなわちわが國に相当する「村中入念」団体、及び、「村々入念」団体)いわゆる「マルクゲノッセンシャフト」なる共同地利用諸団体から、後者に見られる「社團的・法人的諸形態」への不可避的な移行である。無論「マルフゲノッセンシャフト」も「マルフゲマインド」も「マルフ」において共存する。バーダー教授は「マルフゲノッセンシャフト」を「共同地 (Gemeingut)」の管理人」と呼ぶが、ここでは「マルフゲノッセンシヤフト」は「マルフゲマインド」の「家政 (Haushalt)」の扱い手の一員を意味した。

本稿はバーダー教授の以上の所論に依拠して、「仲間」は一つの土地を他の人間と一緒にになって利用する人間 (＝「土地」と総合的に関与する共同ゲヴーネン保持者 (Mitgeweire)) もしくは「仲間態」は一つの土地を人間が他の人間と一緒にになって利用する様様と捉えた。この場合土地は、共同地・混在耕地制下の刈跡地耕地を指すが、本稿は共同地、それも森林そのうち (禁制林 penwälder) 共同地森林 gemaynen wälden und hölzern 付属森林 burgkwalden などに区別される) 共同地森林 ambtspan (鍛葉林 perckwäld)・城館一一二)で次の二点に注意した。先ず第一に、「共同地」と「仲間」のかかわりについて概略したたら、元來共同地の利用は、「共同地」のゆえ「仲間」で利用すると言うのではなかった。人間が他の人間と一緒になり利用した一つの土地・人間が他の人間と一緒にになって外人の利用を防御した一つの土地が「共同地」だったのである。しかるが「仲間」の態様 (仲間態) の下に、客体として利用された土地に、時の経過とともに「仲間」的利用関係が結び附き根を下らし、この土地が今や主体となり独立の権利義務の担い手の地位を取得した。こうして「共同地」が誕生したのであ

る。こうなると今度は、「共同地」の利用者は「仲間」と觀念された。本稿が当面取り扱かう時期は共同地の利用についてこのような言わば逆転した時代である。「共同地」が以上の歴史を持った点は注意したい。次に第二に、「仲間」と「農村共同体」との関係について述べたい。先ず「仲間」の態様は、「農村共同体」が法的事実的に主張し行使する、法創造（「判告法」の決定・「恣意法」）＝「仲間法」の制定）・「行政」（＝「警察」）・法発見（科刑）の三権力（特に「警察」の組織・作用）を通して保たれた。ここでは、「警察」は「仲間」の衡平な土地利用の貫徹及び「外人」の土地利用にたいする防衛を目差した。次に「農村共同体」は一方で法創造・行政・法発見に携わり、他方で土地の利用にあたつた。したがつて、「土地の利用」は「農村共同体」生活における一面に過ぎなかつたのだが、元來「土地の利用」に現われた「仲間」の態様こそが「農村共同体」を構成する要素であつた。この「農村共同体」は次第に法創造・行政・法発見の三権力を取得したが、これらの端緒は、「土地の利用」を保証するため、「仲間」内及び「仲間」外にたいし使われた規制手段なのであつた。しかるに農村生活が発展するとともに、三権力は「土地の利用」の規制に止まらず、農村生活における他の面（例えば租税の徵収とか殺人などの犯罪の処断とか）に必要となつた。「農村共同体」が三権力を法的・事実的に主張し・行使するに及んで、それは「土地の利用」に依拠した「仲間態」の性格を変え、バーダー教授所論の「ゲマインデ」（とりわけ「ヘルフゲマインデ」）へと変転する。しかし「ゲマインデ」は「ゲノッセンシャフト」の性格を喪失してしまつたのでは決してない。すなわち「ゲマインデ」の持つ「ゲノッセンシャフト」的性格は、「土地の利用」ながら「共同地の利用」に現われた。最後に第三に、「仲間」と「仲間態」との関係について一言述べたい。「仲間態（ゲノッセンシャフト）」の本質は、その内部的諸關係においては、広範囲に「仲間の」縦手的関係によって決定される<sup>(62)</sup>がゆえに、問題の中心は「仲間態」でなく「仲間」自身にこそある。

七 カレジモロヨ「仲間」を支配した觀念の問題である。筆者はこれを「損害の衝平分担」（gerechte Schaden-

sverteilung) に求めたい。これはペーダー教授の所論に知られるものである。教授がこれを如何なる脈絡内で述べたかを多少長くはなるが労を厭わず紹介したい。それはこうである。村民がヘルシャフトとのかかわりで一人ひとり個別的に取り扱われるときでも、村そのものはその人的基礎から見て一つの均質的な仲間態的団体であった。しかも、村では従属原理でなく対等原理が目差された。他面、村内の村民仲間でも或る者は「優越者」であり或る者は「劣勢者」であった。例えば、二〇頭もの牛を放牧させ得る豪農は、二頭の貧弱な牝牛を牧人に委ねる二分の一農・四分の一農と比べて、社会的地位の点で村内で重きを成した。「しかし、村全体として見たとき〔このような豪農と小農の〕両者は〔村の〕仲間であった。確かに豪農の方がどちらかと言えば〔諸村役人の中でも〕村長職を引き受け、小農(Häusler)は村の使い走り、村の警固番、牧人或は野番〔などの下級〕の職務に就き、〔豪農が就任する村長職に〕奉仕をする立場にあつた。〔しかしこの場合〕後述するように村民は、「村長職の如き無報酬の」名誉職・上級職よりもむしろ、下級職ではあるが特定の報酬と結び附いた〔前記の如き〕職務に就任する方を望んだ。しかもこれが決して稀ではなかつた。「このように豪農が名誉職に、小農が報酬職に就任するのは村内において」或る種の均衡(Ausgleich)が形づくられていることを示すものである。「まさに」この均衡のあることが、たとえ村民個個人の間で充足度或は困難度が様様であつたとしても、村の生活を村民にとって堪えうるものにする。同時にこの均等は損害の平衡分配原則とも一致する<sup>(3)</sup>。すなわち「村役人職が様様に分化したのは、村において支配した・損害の平衡分配・原則の少なくとも附隨的な効果の一つであった」。ところで「損害の平衡分配」とは、「土地の利用」特に共同地の利用において村民の或る者のみが利益を享受し或る者のみが損害を被ると言つことのないことを指す。「損害の平衡分配」は、すでにギールケも指摘した通り、共同地の利用において、「各仲間〔共同体構成員〕は常に、自分の同意なしには、彼の仲間ないし彼と同階層の仲間よりも不利益な取扱を共同体から受け」ない権利をもつたところに現われたが、近世日本の村落にも知られ、信濃国八重原村三部落の分水慣行を記した享保二年(一七一七)「三箇用水証

文」に次の如く述べられて<sup>(48)</sup>いる。「若早魃之節に当り荒れ御座候はば三ヶ応反歩荒む可申候」。「旱損申候はば三ヶ立会見分相談の上ならし可申候事」。ここには、旱魃の際に用水被害を八重原村三部落各々の反別に応じて衡平に三部落に「ならし」たことがわかる。ところで、何が損害を被ったのか。これにつき、ベーダー教授は次のように述べる。「ドルフゲノッセンシャフト」は、「各〔共同地〕利用権者が自己に与えられた〔共同地〕利用についての持ち分を「勝手に」増やし、「〔利用権者仲間の〕全体(Gesamtheit [der Genossen])」に損害を与えない」というに警戒した。村民の行為によって損害を被ったのは村民仲間の「全体」であった。更にベーダー教授は、「マルフゲマインデ」の任務の他の一つとして「〔共同地〕地盤 (Substanz) を無傷のまま維持する」ことを挙げた。この場では、ベーダー教授の右述諸見解を紹介するだけに止めたい。ただ後の行論のため以下のことは指摘しておきたい。教授の所論は、「組合員〔＝共同地利用権者〕は一方に於て、総体として Allmende の処分を為し、之が利用方法を定め……等の單一的總体権 (einheitliches Gesamtrecht) を行使し、他方に於ては、組合員として単独に、Allmende を自家の経済の為めに利用するの特別権 (mitgliedschaftliche Sonderrechte) を享有して居」たとみる見方、「宅上の利用権は各村民に帰属してゐた。…むしろが…地盤の処分権は全村民が共同して享出し、共同して行使してゐた」と見る見方を含んでいないか。そしてこれらの見方は、共同地について共同体の「個々の構成員の私的な持分のほかに、共同体そのものの権利が独立のものとして存在する」との観念を基礎にするものではないか。

「損害の衡平分配」はベーダー教授の中世村落法史研究において、「マルフゲマインデ」の成立をめぐる「競合支配制」(Kondominat)<sup>(49)</sup>併んで、「ドルフゲノッセンシャフト」・「ドルフゲマインデ」の構造論の柱であった。それは、教授の旧稿「中世農村における通路権——南ドイツの場合——」(一九三五)<sup>(50)</sup>で恐らく最初に展開されたものである。この論文で教授は「損害の衡平分配」を示す諸事例を挙げた。ここで次の三例を紹介したい。(a) ザルツブルク市北、バイエルン大公領裁判区 Wilzhut の判告法(年代不詳)。「下肥を「運搬車で」運ぼうとするとき、自

分自身の所有地の上を通って当該の土地へ行くことのできない者は、彼の隣人の土地の上を行くことが許される。」  
 かし「そのときその隣人の土地と別の隣人の土地の」二つの土地が隣接する場合は、彼は「両方の土地」境界の上に  
 ある *reunagi* (*Reibnagl*)<sup>(23)</sup> を標準にして「車の棍棒をとつて」進み続けるべし。それによつて彼は、一方の車輪を  
 向こ側「[の隣人の土地]」に、そしてそれからもう一方の車輪をこちの側「[の隣人の土地]」に「*われぞれ*」置いて「隣  
 人の土地を」通ることとなり、こうすることによつて彼は、一度に一方の隣人にのみ突き当たり損害を負わすことにならなくなるのである。<sup>(24)</sup> (ロ) *Kaltern* 裁判区(南ティロール)の判告法(一四五八)。「耕地の中の通路。二人  
 の隣人の土地——耕地であるうが牧草地であるうが——が相接している場合に、そこに車輪が通るとき、車輪は両方  
 の土地の上に同時に進まねばならない。一方の隣人或は両方の隣人がそれ「[と別のひと]」について証人或は文書を所  
 持したときは、この限りではない。」[そのような場合には] 証人或は文書は、*Kaltern* 村の村長、村地区の長及び判  
 法発見人の面前に持ち出さね聽取されるべし。<sup>(25)</sup> (シ) チルツブルク大司教領 *Raschenberg* 裁判区の判告法(一六  
 七一)。「質問。…或る者が下肥を運ぶため及び他の必要なため彼の隣人の土地の上を進まねばならない場合は、ど  
 のようになされるべきであるか。…判告。…彼が道路から車で彼の土地へ行く場合に、他の「隣人」二つの土地の  
 上を通つて進まなければならぬときは、彼は、「いの二つの土地の間の」境界地条の真中に車の轔をとつて進むべ  
 し。」これによつて彼は一方の土地の上のみを通らなくて済む。「そしてこれによつて一方の土地のみに損害を与えず  
 に済む」。<sup>(26)</sup> 以上、通路利用(「耕地の中の通路」の利用)における「損害の衡平分配」は一見して明らかなるべ  
 し、通行のため他人の土地に損害を与えるを得ない事態が発生したときに隣接地の場合、一方の土地のみに全部の  
 損害を負わせてはならない点に現われている。ここで次の一点を指摘しておきたい。第一に、「耕地の中の通路」利  
 用にかんし「損害の衡平分配」が生じたのは、多かれ少なかれ混在耕地(共同耕地)を持った中世農村においては村  
 村を結び附ける道路は格別として、村内道路(「農道」)が道路として明確に他の土地から区別されていないことに

よつた。村内道路は「耕地とは全く分離されてしまつてゐるのではなく耕地全体との関連を失わなかつた」のである。<sup>(8)</sup> 第二に——これが当面重要だが——、右述諸例より推察できるように、通行によつて損害を被つたのは耕地であつた。すなわち「損害の衡平分配」を請求する村民（「隣人」）の権利が、耕地に附着しそこに根を下ろしてしまい、土地 자체が独立の権利義務の主体となり（いわゆる権利の「不動産化」現象<sup>(9)</sup>）、したがつて土地 자체が損害を被るものとされ、土地 자체が「損害の衡平分配」を請求するものだと見なされた。

バーダー教授が「損害の衡平分配」の具体的事例を挙げたのは、もっぱら以上のごとき通路利用にかんしてのみである。他方教授が「村において支配した・損害の衡平分配・原則」と述べる以上、教授は「土地の利用」以外の農村生活にも同原則が適用されたものと見るようだが、諸村役人職について以外他の事例は特に挙げていない。これはともかく、ただ、一つ言えるのは、「損害の衡平分配」は元來「土地の利用」について成立したが、時とともに他の農村生活に及んだ点である。それが先ず共同耕地について誕生したことはウェーバーの指摘<sup>(10)</sup>以降わが国においてもしばしば紹介されてきた。それが共同耕地において更に具体的に如何に展開したかは、夥しい數の判告文書や村規則文書を丹念に読み進むうちにわかるかも知れない。この点では共同地の場合も事情は同じである。しかし本稿では具体的適用例はこれ以上ふれない。以下では、当面の対象である共同地——以下一応共同地森林のみを念頭に置く——と「損害の衡平分配」観念とのかかわりを中心にしてそこから含まれる基本的諸問題のみを、バーダー教授の所論に一疑問を提示することで指摘したい。これに進む前にバーダー教授の所論の要点のみを簡単に紹介しておく。教授は『中世村落における不動産利用の法的諸形態と諸層』で述べる。「共同地の不適当な經營——これは、なかなか森林放牧地を無用に拡大することで生じた——にたいする苦情は、中世に止まらず十九世紀に至るまで絶え間なく続いた」。こうして「共同地の担つた歴史は広範囲にわたつて、共同地廃止或は共同地分割の歴史である。けだし繰り返し繰り返し、個別の共同地利用権者の利己的諸利害がドルフゲマインデ或はその他「ドルフゲノッセンシャフトやマルクゲノ

説  
論  
「セン・シャフトなど」の利用団体の集団利害と衝突したからである。ハーバード教授によれば、共同地のはば全歴史はむわば共同地受難史・共同地被害史であった。特に過剰（Übernutzung）<sup>(2)</sup>の中の大きな割合を占めた。とすれば、共同地利用における「仲間」態様の維持を目差す中世農村警察の活動には思い半ばに過ぎるものがある。以下では右述バーダー教授の所論から三論点を取り出し、「仲間」（なまし「仲間態」）・「仲間警察」の担つた歴史的意義をこれによつて一層鮮明なものにしておきたい。

八 第一は、共同地利用権者個個人の「利己的利害」（egoistische Interessen）の問題である。<sup>(3)</sup> 各利用権者が共同地にたいして「利己的な利害」を持ったとすれば、それは、各利用権者が共同地を「自家の必要」（「自家の経済」）<sup>(4)</sup>に即して（nach all ihren nothdurft, zu ihrer hausznotturft）利用したことからくるものに他ならない。共同地は、各村民の個別利用地（保有地）附屬の「予備利用地」（Nutzungsreserve）であった<sup>(5)</sup>—特に二分の一農民は四分の一農などの小農にとつては<sup>(6)</sup>。共同地は各村民がこれを保有地の「予備地」と觀念したとすれば、「個別の〔共同体〕構成員が共同地に対して有する権利は」「私的な権利」<sup>(7)</sup>なのである。この「私的な権利」の現われが、共同地の「自家の必要」に基づく利用である。各共同地利用権者の「利己的利害」は後述の如く、共同地利用の理解にかんし誤まつた觀念を生むがゆえに、本稿はこの言葉を使わずに各村民の共同地利用は「自家の必要」に即したものと見、共同地利用上の利益は村民「自家の必要」が充足されるところの利益（＝村民の「個人的利益」）<sup>(8)</sup>と見た。い。「自家の必要」は「仲間」による共同地利用の本質的要素である。「自家の必要」觀念と「仲間態的平等」觀念とは決して矛盾するものでないところに、共同地利用の特質がある。<sup>(9)</sup> ところで、このことを理解するためには以下に注意すべきである。すなわち、伊藤栄教授は共同地は当初「すべての農民の平等なる利用」に委ねられたと述べる。これは教授によれば農民「各自の需要を基準とした」利用を意味する。次いで、後代には共同地利用は規制され平等でなくなつたと述べる。ここで注意すべきは「平等」なのは共同地「利用権」であることである。各村民は「仲間」

の一人として、共同地を利用した。この法的表現が各村民の共同地「利用権」であり、共同地において「仲間」態様が維持されるかぎりで「利用権」は当初から後代迄「平等」であった。「利用権」そのものが規制を被ることはない。規制を被ったのは「外人」であった。以上にたいし、共同地の事実上の利用までが平等に行なわれるわけではない。共同地の利用は言わば不平等に展開した。けだし、各村民は比較的早くから経済的強者・弱者の様様な階層を含んでおり、<sup>(12)</sup>この階層格差は時の経過とともに広がって行き、その上共同地利用は「自家の必要」を満たそうとするものだつたからである。各村民の「自家の必要」による利用は現実には、一種の「競争」となつて現われる。こうして「権利は形式的に平等でも『実力のある者』と『ない者』との間に収益の内容が實際上異なつ」<sup>(13)</sup>た。各村民が「自家の必要」の追求によつて共同地に損害を与えるとすれば、その「損害」は理論上、各村民が共同地の利用に携わった当初から存在するものであり、したがつて「損害の平衡配分」は共同地利用の最初から行なわれるものである。こうして見れば「仲間警察」は共同地利用の本質に由来する。ただ、「自家の必要」の追求により共同地の現実に被るはずの損害が各村民にそれとして自覚されず、このため共同地利用規制が必要とならなかつたのは、共同地がもたらす利益量に余裕があつたことによる。

第二は、共同地利用団体の「集団利害」(Kollektivinteressen)にかんする問題である。既述の如くバーダ教授は、共同地には各村民の利用権に止まらず、別個に「ドルフゲノッセンシャフト」の利用権が成立すると考えるようであるが、教授が更に「集団利害」に言及するとき、おますその感は深い。しかし、「利己的利害」と同じくその言葉は、後述の如く共同地利用の理解にかんし誤まつた概念を生む。村民各人が「自家の必要」に即して共同地を利用することから生まれる利益（敢えて比較のためにのみ言えば「私的利益」）以外に、これと別個の・「ドルフゲマインデ」・「ドルフゲノッセンシャフト」・「マルクゲノッセンシャフト」などの土地利用団体の・利益（右の「私的利益」）にたいする「団体の利益」＝「集団利害」）の観念を認める必要はない。共同地利用規制の成立過程において

説ても、各村民が他村民と一緒に、土地を利用する事実が基本なのであり、そこには農村共同体の「集団利害」(16)、村民「全体の損害 (Schaden der Gesamtheit)」(17)の觀念は働いていない。すなわち共同地利用規制は、「仲間」構造そのものからはずと生まれた。各村民は、他村民の「自家の必要」に基づく共同地利用を承認しつつ、しかも自身、「自家の必要」に即したでき得るかぎりの利益を得んとし現実に得た。この事実の繰り返しの中でやがて各村民は、これまで通りの無拘束な、「自家の必要」に基づく・土地利用によっては今後もはや「自家の必要」が充足され得なくなるとの自覺に達する。ここに現実に共同地利用規制が誕生する。ここで、次の二点に注意したい。

一つは、共同地利用規制は依然各村民の「自家の必要」をできるかぎり満足させるためのものである。規制が生まれることで変わるのは、「自家の必要」に基づく無拘束な利用が「自家の必要」に基づく拘束的な利用へと移行したことである。これにたいし「自家の必要」の觀念そのものは利用規制誕生後も存続した。これと関連して、伊藤栄教授の所論に言及したい。教授は既述の通り、共同地利用の「変質過程」を村民「各自の需要を基準とした」「自由採取」の時期から「農耕地保有規模に応じた」「不平等利用」の時期への移行と捉え、中世末期以降は農業經營規模に基づき「共同地利用資格に差」が生じたと述べるが、この所論には以下二つの疑問がある。先ず、「共同地利用資格」は利用者が「共同体の構成員であること」だが、これに「差」はない。「差」があるのは事實上の「共同地利用」である。次に、「不平等利用」の時期は「各自の需要を基準とした」時期ではなくたのではない。「不平等利用」の時期も、「不平等利用」が「農耕地保有規模に応じた」点で、依然「各自の需要を基準とした」時期である。ただ、以上が単に言葉の問題に解消してしまわないためには、共同地利用権の性格上の変化に留意せねばならないであろう。共同地利用権は当初「共同体の構成員であること」のすぐれて人的地位と結び附いていた。確かに、共同体構成員は個別保有地を持っており、したがって「共同体の構成員であること」は構成員の土地保有のすぐれて物的地位と結び附いた。しかし、共同地利用権は当初構成員の「保有地」とは間接的に結び附いたに過ぎず、利用権はむしろ

保有地を持つ「構成員」にあると觀念された。いわんやそれは保有地の規模と結び附くものとは解されなかつた。したがつて共同地利用権者の持つ利用権の行使がそのまま利用権者の「各自の需要」の事實上の充足を意味するのであつた。ところが時の経過とともに、共同地利用権は保有地を持つ「構成員」にではなく、構成員の「保有地」に直接に附着したもの、そこに根を下ろしたものと觀念されるに至つた。こうなると当然、保有地規模の相違が利用権者の意識にのぼつて来ざるを得ず、保有地規模の大きさに基づいて共同地利用権の大きさが量られることがなつた。すなわち「共同体構成員の中に権利の大小の差異が發生し」<sup>(18)</sup>たのである。やがて、共同利用権の大きさ（すなわち、保有地の大きさ）に即応した・利用権者「各自の需要」の・充足度の觀念が成立する。すなわち、保有地の大きさに応じて「各自の需要」の大きさも異なると見なされる。こうして共同地利用権の性格は時とともに変化した。この変化は、共同地利用における、「自家の必要」の事実上の充足から「自家の必要」の法的、(II拘束的)な充足への移行を指す<sup>(19)</sup>。しかし「自家の必要」による利用の觀念は、共同地利用上の「変質過程」を通じても変わらなかつたのである。このように、共同地利用権の性格の変化を導いた要因は、利用権が直接保有地に附着したことと、更に各利用権者が利用権の大小を保有地規模に拘わせることで共同地の被る損害をでき得るかぎり小さなものに止めようとしたこととにあつた。

二つは、共同地利用規制が現実に発生したことは、「自家の必要」に基づく無拘束な利用が、共同地自体の損害を招來する、との自覺に各村民が直ちに到達した結果ではない。各村民がこの自覺に到達したとすれば、それは、無拘束な共同地利用が結局「自家の必要」を充足させ得ないことを村民が経験した後になつて獲得されるものであつた。「共同地の損害」觀念(II共同地がもたらす利益量の減少の自覺)が、各村民の生活経験を通して獲得されるものとすれば、彼は自己だけが「共同地の損害」を引き受け、共同地利用上自己のみが損害を被るのを回避しようとするのは自然なことである。村民は、共同地の被つた損害を他村民に分担させようとした。しかも、各村民は「仲間」であるが

論 説  
ゆえに分担は衡平でなければならなかつた。では、「損害の衡平分配」は、共同地利用においては如何なる形態をと  
らかれるを得なかつたか。それが、各村民の共同地利用権を保有地規模に拘わらせることがあつた。

第三は、「利己的利害」との「衝突」にかんしてである。この点についてはバーダー教授の次の見解が参照されね  
ばならぬ。「ドルフゲノッセンシャフトは、各仲間にたいして、公共の利益 (gemeiner Nutzen) を増加し迫ま  
り来るあらゆる損害を防止することを要求した」。<sup>(12)</sup>ここにも、各「仲間」の「自家の必要」に基づく土地利用からの利  
益とは別個の「集團利害」(=「団体の利益」)の成立が指摘されている。と語るのは右の見解はバーダー教授自身自  
覚するように、W・メルク『ドイツにおける國家及び法の発見に見られたる公共の利益の思想』(一九三四)に基づ  
くものである。周知の如くこの著作は、歴大な法源史料群に依拠しつゝ、ドイツ国家史法史を最初期から貫く公共の  
利益思想の存在をその用語の上から例証せんとしたものである。そこにおける問題意識は次の通りであつた。「中世  
ゲルマン国家制度が『実際』強度に個人的な刻印を帶びていたことが、そ【=中世】の当時には支配者の個人的諸目  
的、及び、諸身分〔団体個々〕そして〔諸身分団体内部の〕小団体〔個々〕の特殊利害 (Sonderbelange) を超える  
ような国家的共通諸目的は存在しなかつた、と言う考えを生み出す元となつていて。しかし、この見解には根拠がな  
い。すなわち、ドイツ史の最初期から「一九世紀に至る」諸世紀の変転の中において国制諸形態の変化を通して、ゲ  
ルマン的国家制度は、時代のときどきの国家指導者たちに現われた変転極まりない人的資質から超然とした『公共の  
利益 (gemeines Beste)』に奉仕すると言つ課題を設定し、これを果してきただのである」。バーダー教授が意識的  
に、じのようなメルク教授の所論に依拠したとすれば、バーダー教授の前述見解には、「ドルフゲノッセンシャフ  
ト」は各「仲間」の「自家の必要」に基づく利用の利益から超然とした「集團利害」に奉仕したとする考え方、そして、  
「集團利害」が「ドルフゲノッセンシャフト」を最初期から貫く「公共の利益」だと見る考えが潜んでいないであらう  
か。これらの考えは、各「仲間」はメルク教授流に言えば「特殊利害」の扱い手であること、各「仲間」の利益は「公

共の利益」とは相容れないものとする考え方であり、「公共の利益」と「特殊利害」とは不可避的に「衝突」せざるを得ないと見る考え方である。これは畢竟「公」・「私」の対立を中世農村に当て嵌めようとするものである。ひつじの「利己的利害」・「集団利害」の用語は誤まつた観念を生む。これでは共同地利用の正しい理解は得られない。

以上の三点をまとめ、次節との繋がりを明らかにしておこう。共同地利用において、各利用権者の「自家の必要」に基づく利用によってもたらされる利益以外に、土地利用団体の「集団利害」(=「団体の利益」)<sup>(12)</sup>は認め得ない。「利己的利害」と「集団利害」との「衝突」を考える余地はない。「ドルフゲノッセンシャフト」を各「仲間」と別個なものとして実体化し、それに、「集団利害」(=「公共の利益」)の体現者としての課題を附与しようとする考え方には、「仲間態」及び「仲間警察」の持つ歴史的意義を見失わすおそれがある。先ず、「仲間態」の意義は、各「仲間」が共同地を「自家の必要」に即して利用し、これによって徹頭徹尾「自家の必要」のために利益を得ること可能なならしめる一態様であったところにある。この場合「仲間態」を実体化し「仲間」に先行するものと考えてはならない。共同地利用規制の成立も「仲間」構造に由来するものであり、利用規制を行なう主体は具体的な「仲間」自身であつて抽象的な「仲間態」ではない。したがつて「仲間」は「一方に於て総体として Allmende の処分を為し、之が利用方法を定め<sup>(13)</sup>」たと考へる必要もない。「仲間」は「他方に於ては」「単独に、Allmende を自家の経済の為めに利用<sup>(13a)</sup>」したが、「Allmende の処分を為し、之が利用方法を定め<sup>(14)</sup>」る行為は、この「Allmende を自家の経済の為めに利用」する行為の一形態を意味するに過ぎないのである。次に「仲間警察」の意義は、土地利用において「仲間」を支配した「損害の衡平分配」観念を実現し、これによつて各利用権者の「自家の必要」の事実的及び法的充足をでき得るかぎり可能にする農村共同体の「行政」組織・作用であったところにある。「仲間警察」行使の主体は、「仲間」自身であつて「仲間態」ではない。各「仲間」間の「相互的拘束」の実現が「仲間警察」の作用であった。更に「仲間態」・「仲間警察」の意義が歴史的なそれであると言つるのは、時の経過とともに「仲間態」が、元來各「仲

論間」の抱いていた利害とは別個の利害（これを「一般利害」と呼んでよい）の表現者である位置でかられていく。及びこの位置だけが「仲間態」にたつて腰附してくる「領邦警察」の一所産であつて、いに限わなくてくる。」  
うなると、「仲間態」と「仲間警察」とはそれらが担つた原初的觀念の点で崩壊する。すなわち、「仲間態」に附与される「一般利害」が「外人」の利益に寛容となるに反し、「仲間」の利益と対立する」とによつて、「仲間態」は意義を失い、亦、「仲間警察」がその実現を由差す「損害の衡平分配」の觀念は、これが農村共同体「全体の利害を重視」するようにならざるを得ず、更にそれが「強調」されることによつて農村「共同体の存在理由」もたなんに至り、各「仲間」間の「相互的拘束」たるの意義を失う。「相互的拘束」の一形態としての「仲間警察」の一組織＝「森林犯罪告発人」は、「官憲思想」を担つた「領邦警察」の一組織＝「森林犯罪告発人」にやがて一步二歩取つて代えられる。これを敷衍するところが次節の課題である。

- (1) H. Wießner, Sachinhalt und wirtschaftliche Bedeutung der Weistümer im deutschen Kulturgebiet, 1934.  
S. 247.
- (2) 志摩洋「ユーハンゼルの田治形態について」『ユーハンゼルの村落共同体の研究』増訂版、114頁。
- (3) 前田正治「辻と村落共同体」「封建社会の共同体」110頁。
- (4) 戒能通孝編『警察権』(第一章) 17頁。
- (5) 戒能通孝編、前掲書、十八頁。
- (6) 戒能通孝編、前掲書、二七頁。これは、「裁判所による処罰があつて、次にそれに連合したいわば私的な警察」であり、「組織された警察」ではない。(111頁)。なお、須田篤「英國警察制度」「英米警察制度」110頁参照。
- (7) H. Fehr, Das Waffenrecht der Bauern im Mittelalter, ZRG. G. A. 35, 1914, S. 153f, 178f; ZRG. G. A. 38, 1917, S. 36f.

森林犯罪告発人制度管見(一)(若曾根)

- (∞) 犯罪開示報、漏洩報、十二頁。
- (∞) Mittelis-Lieberich, Deutsche Rechtsgeschichte, 14.Aufl., 1976, S. 220. (『スイス法開示報』格論註、三六九一八頁)
- (12) 犯罪開示報、前掲書、九頁。
- (11) Edgar Loening.—O. Loening, Art. Polizei, Handwörterbuch der Staatswissenschaften, 'Bd. 6 (1925), S. 884.
- (12) Mittelis-Lieberich, a. a. O., S. 221. (『スイス法開示報』改訂版、三九八頁)。なおM. Weber, Wirtschaft und Gesellschaft, a. a. O., S. 791 (ムニケーション「瑞士の類似符」(主政略志論) 二七二頁) 細臣。
- (13) Mittelis-Lieberich, a. a. O., S. 220. (『スイス法開示報』改訂版、三九八頁)。
- (14) 十四半葉のスイスの法開示報、「參事会全體がハハハト単位で構成せらる」の形が「スイスは國外的」だらけである (Mittelis-Lieberich, a. a. O., S. 220. 『スイス法開示報』改訂版、三九七頁)。
- (15) G. v. Below, Die städtische Verwaltung des Mittelalters als Vorbild der späteren Territorialverwaltung, HZ. N. F. 39, S. 442.
- (16) Gierke, Das deutsche Genossenschaftsrecht, II, 1873, S. 740 (Übertreibung des Polizeibegriffs)
- (17) 犯罪開示報、前掲書、十四頁。(( )) 壮著者
- (18) Fr. von Wyß, Die Schweizerischen Landgemeinden, Zeitschrift f. schweizerisches Recht, Bd. 1 (1852), S. 27.
- (19) G. L. v. Maurer, Einleitung zur Geschichte der Mark-, Hof-, Dorf- und Stadtverfassung und der öffentlichen Gewalt, 1854, 3.Aufl. (1966), § 66, S. 148.
- (20) G. L. v. Maurer, Geschichte der Dorfverfassung in Deutschland, I, (1865/66) § 102, S. 238; § 103, S. 239ff, II (1865/66) § 166, S. 46f., 51f., 55ff., § 215, S. 209f. etc. 乃の細節に詳しきた著述形態は、執筆論述・機体

論議・商業論議・市民論議・建築論議・火事論議・御用論議・國空論議などあり。

- (2) Gierke, Das deutsche Genossenschaftsrecht, I (Rechtsgeschichte der deutschen Genossenschaft) 1868, § 53, S. 609ff.
- (2) Gierke, Das deutsche Genossenschaftsrecht, II (Geschichte des deutschen Körperschaftsbegriffs) 1873, § 10, S. 229ff.
- (3) Gierke, a. a. O., I, S. 610.
- (4) ルーゲンツの著書「本邦の近世の『公團』・『城郭』・『市役』の組織と組合の歴史」K. S. Bader, Entstehung und Bedeutung der oberdeutschen Dorfgemeinde, Zeitschrift für wirtt. LG. II, 1937, S. 287ff; G. Buchda, Die Dorfgemeinde im Sachsen-Spiegel, Vorträge und Forschungen 19, 1964, S. 21ff. 並びに著書。
- (5) Gierke, a. a. O., I, S. 619.
- (6) 廉立、トウホー、ダーチー、ナーネーくル新がヨリタヘニヤハシナムトテ「町村の組織圖解及びトウホーの町村の組織」の著書。
- (7) K. S. Bader, a. a. O., S. 5.
- (8) K. S. Bader, Dorfgenossenschaft und Dorfgemeinde, 1962, S. 4.
- (9) K. S. Bader, a. a. O., S. 5.
- (8) K. S. Bader, Rechtsformen und Schichten der Liegenschaftsnutzung im mittelalterlichen Dorf, 1973, S. 4, 78, 189.
- (8a) Inama von Sternegg, Untersuchungen über das Hofsystem im Mittelalter, 1872, S. 73—4 並びに著書。
- (9) Lacher Hof in Bendorf (Westervald zwischen Lahn, Rhein, Sieg. 1671). Fragt der scholtes, Vif nicht

ieder hoeber schuldich sey bei seinem gethanen aidt antzuzeigen, da gebrech vnd abbruch an des hoibs  
guetern geschehn, es were an reinen, an steinen, oder misbauwe, vnd was derselb verbrech, der das wuste  
vnd nit an tag thet? Antw. d. schef. Es ist jeder hoeber bei seinem eidt sulches antzubringen schuldich,  
vnd so er das nit thet, haitd er sein lehen verbrochen vnd in des herren gnaadt vnd vngnadt gefallen

(Grimm, Weisthümer, I, S. 614)

(35) Weisthium zu Dreis (Untermosel. 1453, aus einer abschrift von 1535) Demnach vermaendt der richter  
dye scheffen vnd hoffsluthe vff ire eyde, abe vst rogar were, das sye das vortbrechten, es sy van sc-  
heltwortten messer zucken, blodige wonden, marken zu stueren ader aufs zu eren. Vnd van vnsern h.  
abts kamerbuschen zu verhauwen, van maessen, van unrechten gewicht, vnglich broit bachen, wynn zappen,  
vnd van allerley boessen dye rogar syen. (Grimm, Weisthümer, II, S. 334)

(32) Dorfpuesch der gemainschaft Naturns gehörig (1687) (Südtirol). ...die aidschwieren zue Naturns nicht  
anders sullen ruetgen, dann umb den diebstall, fliessunde wunden und ungewundns korn, heutt auß der  
paiss, plutigs gewant und umb meßgewant, wer das hingeb oder inneme, und umb prant oder wer den  
andern frevelich in sein haus lauft, oder wer sich der gemaine underzug, es wär an holz oder waide...  
(T. W., IV, 1888, S. 18)

(33) Tarsch (Tirol. Vintschgau). Waldordnung. si [=waldhürgen] sollen auch, wievit si ainem stem und in  
wellichen walt si es vergunt, und was der, dem es vergunt, geschlagen und herzuebracht, fleissig aufmerken  
und achtung geben. Und so si alsdann befinden würden, daß iemants mer und mit an dem ort, wo es ime  
vergunt, geschlagen und herzue gebracht hät, sollen si es der gmain anzaigen, ... (T. W., III (Ö. W. IV),  
1880, S. 315)

- (35) Hubgericht zu Cappel. (Schwarzwald bis zum Rhein) (Vor 1540). Item man spricht zum rechten, wann die recht verkundt werden, so sollen die forster rügen, sie sollen auch gesworn forster sin und vorm hubgericht sweren. Item die forster sollen rügen einen ussmann umb 13. untz und ein innman umb 2 schill. pfenn., und bi nacht lib und gut. (Grimm, Weisthümer, I, S. 422)
- Winden und Weinähr (Westerwald zwischen Lahn, Rhein, Sieg) (1658). So treten letztlich herfür die vereidete förster. und erzählen nach einander die rügen wegen den gehöltzes und der gebäuden, darnach die feldrügen, wie oben ernannt seynd, so alle nach einander in das buch geschrieben werden. (Grimm, Weisthümer, I, S. 606)
- (36) Rechte von Cappel. (Schwarzwald bis zum Rhein) (15.Jh.) . Item die rüfung sol ein banwart thun by geswornem eide vff daz nehste gerichte zu sunngichten, vor einem gemeinen buren gericht; und die ander rüfung sol er thun in der wochen vor winachten, vindet er aber me so sol er rügen zu winachten, so man heimburger und banwart setzt. (Grimm, Weisthümer, I, S. 419) . Vgl., v. Maurer, Geschichte der Dorfverfassung, II, S. 100.
- (37) 「御文院母〔一長木〕」日本國標出母田御本役」(福田出海螺帳「日本近世母田の歴史」村法集、119頁)」の回螺帳、其法螺、八木真経照。即ち、田木若井母田母、「御母」が織入の事法集と、林牧人は森林・耕地犯罪の「御母」がにはハマニシハナセキスルカシマリモ。福田母田母定は云草通道ヒハム「森林田畠ノ草通入貯貯入貯貯く並職十石の同地警戒の事」である。本題一般の「御母」が冠く可也無也。この「御母」が織入されたり云ば、「正月人貯貯警戒く其種回螺」船出頭米制法螺取扱放懸細事」(回螺者、本法集、110頁)」正月大年次ノ御母也。
- (37) 織入母の母題立たる母題の母の「御母な御母の織入母仲間權 (Genossenrecht) 」母題立たる母題の母の織入母仲間權 (Gierke, Das deutsche Genossenschaftsrecht, II, S. 293) 。即ち、御母ナメバ御母性の母ナメバ御母立たる御母

を爲した判決発見人 (Geschworener=陪審團人) は、Meineider (Armin Tille, Die bürgerliche Wirtschaftsverfassung des Vintschgaus, vornehmlich in der zweiten Hälfte des Mittelalters, 1895, S. 227)

- (83) v. Maurer, a. a. O., II, S. 150—151 ~~etc.~~

(84) K. S. Bader, Dorfgenossenschaft und Dorfgemeinde, S. 317.

(85, a) v. Maurer, a. a. O., II, S. 151; E. Rosenthal, Geschichte des Gerichtswesens und der Verwaltungsgesellschaft Baierns, I, 1889, S. 210.

(86) K. S. Bader, a. a. O., S. 68.

(87) omnes illis pragenses·usum habeant·eo tamen pacto, ut forestarius sancti ipsius eos admoneat·ne immoderate ruendo arbores glandiferas et sibi nocui et sancto loco inveniantur intesti (A. Dopsch, Die Wirtschaftsentwicklung der Karolingerzeit vornehmlich in Deutschland, I<sup>1</sup>, 1962, S. 373, A. 5.)

(88) Hec sunt iura archiepiscopi de silva Spurginberch (am rechten Rheinufer zwischen Lahn and Sayn) (13Jh.). In hac silva quemcumque forestarius accusaverit sub iuramento, ille nullam offerre poterit innocentiam, sed conponet 60 solidos (Grimm, Weishäumer, IV, S. 588, § 2.)

(89) Öffnung von Andelfingen. (nordöstlich von Flach, Zürich) (Wir Lutpolt von gottes genäden herzog ze Österreich·thun kunt allen den die disen brief ansehent oder hörent lesen). Es ist och gewonlich vnd och recht, das wir sont han ein vorster hie, der vns sol hüten wisen, akter, holtz vnd och veld, der sol och des holtz hüten durch das jar, den vorster sol ein bursami erwellen, ... (Grimm, Weishäumer, I, S. 101.)

(90) M. Weber, a. a. O., S. 38. (Wirtschaftsregulierender Verband=穀倉貿易の規制組織(仁義社、販賣社など)の體。) 仁義社大「近畿四國の穀倉貿易」四六頁。「近畿四國」・「四國五」の四

概していは、中歐農村部の『法社領地』十ノ町村（一一）郷庭。更に「鄰人团体」（Nachbarschaftsgemeinschaft）即ちの地所は其住し共属する人間の集団の外、放牧地・森林利用の「ナハーハムヤハムーネード」（=憲印記）を課税せしむる所を理つて、「構成員の経済行為を規制す」共团体」（=「經濟統制團体」）と「利益社会關係」（Vergesellschaftung）をもつて「たまひこゝ」（M. Weber, a. a. O., S. 217）と云ふ。以上によれば、大塚久禮教授の「ナハーハムヤハムーネード」形態の共同体（=憲格）「共同体課税」のに付した固体）と「かへーべーの用語法につたがへば」Nachbarschaftsgemeinschaft と云ふ「本邦」Dorfgemeinde」の規定（「共同体の規範判讀」「大塚久禮著作集」第七卷、  
八四頁註（八））のせばへなふるをねむる。今後この點を據つて、林義「中世ヨーロッパの政治組織について」（ニッカウ  
中編註の脚註）三一八頁註（八）参照。

- (2) Oinung von Laufen (im Bezirke Andelfingen über dem Rheinfalle unweit Schaffhausen. Zürich). (ナビゲーション)  
 Si [=hoflüt] ofnend auch, das die genossen einen vorster vnb missätig sachen, die von dez vorster ampts wegen vif louffen, straffen mügeng nach ir erkantnisse. (Grimm, Weisthümer, I., S. 108)
- (3) 索（ソ）高木本法。即ち「論題の事務六ツメニ而大シ因ツハの角より一夜ノ十一ノイハ黒須通程ト向田惣神」より想ひて  
ソ「相馬」又は「相馬」のに連なる上記讀つたゆの如だ。
- (4) Ofnung von Andelfingen (ナビゲーション) ...vnd sol es ein herr, der denn vnser herr ist; lili; der vorster hett och ein lehen da von, das heisset das vorsterlehen, er het och di rechten ze den gütern, das man im git vorstergarben, als von alter her ist kommen (Grimm, Weisthümer, I., S. 101)
- (5) Weistum von Zurmtüben (Untermosel) (506) Mein herr [der abt] oder sein knecht sollen den förster setzen mit räht der lehenleute darumb, dass sie die leuthe besser kennen; der gekörne fürster sollte meinem herrn oder seinem scholtheissen geloben, getrew vnd holdt zu sein u. s. w. (Grimm, Weisthümer, II., S. 394)

(24)

Jean Jacques Siegrist, Beiträge zur Verfassungs- und Wirtschaftsgeschichte der Herrschaft Hallwil, 1952,  
S. 140. 209.

(25)

Dorfrechte von Partschins. Ez mag auch ain dorfmäister ainem iedleichen, der in daz dorfrecht gehürt, zwen stäm oder drei än gevürd, und nicht mer [geben]. Ez sol auch ain dorfmäister halzfürgen setzen mit der gemeinschaft rat und die sullen auch pfenden nach der alten mult [=Strafe], als sich dan erfind vor dem dorfrecht. (T. W., IV. (Ö. W. V.) , 1888, S. 27)

(26)

Pfalzen, ain ainung. wir die nachgepauren gemainklich..haben nämlichen am ersten von wegen unsers walde, gelegen ob dem dorf zu Pfalzen, gnauht das Vorlach, erfunden, gesatzt und gemacht darzu zwen forstner, also das die selben forstner sullen umb gen, alle jar zwen darzu zu setzen, den bnamten wald zu versorgen in der weschaidenhait und mit sölichem geding, wellicher der unter uns wär und in dem vorhannten walde holz slugt än urlaub oder erlaubniß der selben forstner, das der selv verfallen sol sein der peen beäntlich der kirchen des liben herren sand Ciriagken zu Pfalzen ain halbs phunt wachs und den forstnern das holz, das da geslagen wär, als von alter herkumen ist... (T. W., IV, S. 451–452.)

(27)

Fliess (volgente artickl der dorfrecht einer ersamen gemain und nachparschaft inn- und ausserhalb des dorfs der pfarr zu FieB.. Oberinthal. (1519. 1546) Es soll auch weder walzhüter, der dorfvogt, noch ain fierer, aner alkain darinn hacken zu vergunnen gewalt haben, sonder allsamtlich mit einander, und ob si wellen, auch an an gemain bringen und langen lassen. (T. W., II, S. 222)

(28)

Pergamentbrief vom J. 1411 in der Gemeindelade zu Trins (T. W., I, S. 292–293)

(29)

印々里<sup>リ</sup> eschehei, esthai, üsseneier, escher ルニト<sup>ルニト</sup> フル Flur-, Feldläuter オルム<sup>ルム</sup> ルム<sup>ルム</sup> の轟<sup>ルム</sup>の轟<sup>ルム</sup> A. Tille, a. a. O., S. 138)

(55) 「かゝトハヤクダニ一キルクドは牧人立夜の山野に、ベニハトヒ鹿の脚筋の上巻心細ひしむる」  
(医師處理「盜牛盗馬の入る事」) | 三日月 - 三六四

(56) ハニカムノ・シ・ス・ヘニセス Forster の幽霊ニシテス forest, first=zaun トヨタモロコヒツガタス (a. a. O., S. 317, Ann. 241)。

(57) Der ganzen nachtperschafft Mieders ehehaftpiechl. (1673). ...wann ain oder anderer rieger oder esseher-ier in versöchung ires diensts nachlesig erscheinen, und das mit grunt der warhait auf jne dargethon werden kunte, soll der selbige das erstmahl umb 15, das ander umb 30 kr. und das drittmahl umb 1 fl. gestraft werden. (T. W., I, S. 270).

(58) T. W., I, S. 293. (Auch ist in ze glauben, ob si indert sehen dhain vilte ze schaden geen, darumb si phant nemen, oder waz si von gerichts wegen rügen.)

(59) Passieir. die nachgeschrifne recht und gewonhait unsers thals dasselb in Passeyr. (1396). Item sollen auch die aidschwerer zu den vir eelich tading bei einander sein, wan man zu gericht sitzt, und zu in nemen unser prabst in Passeyr, und die selben prabst sollen auch zu in nemen drei oder vier erbar man, und die eigenanen aidschwerer sollen dann ruegen vierlei sachen, daz ist mort, brant, diebstall und markstain, und si das gethan haben, so soll man dan schreiben ain warhait für ain sagmer für ain sagmer, nach [der] rath, die dapei sein, und kain ander sach soll [man] nicht ruegen, dann umb allerlei sach soll man das recht nemen und geben. (T. W., IV, S. 96) 謝謝 H. Siegel, Das pflichtmässige Rügen auf den Jahrdingen und sein Verfahren, 1891, S. 5, 9, 18, 28 略

(60) Där unde ine iowelkelme vogetdinge sal iowelk bürmeyster wrügen alle de to dingē nicht ne komet, de dar pflichtlich sint to komene, unde das rüchte unde menschen blütende wunden, de eme en ander hevet

- (5) *森林の特権* Freiheit für die zwei gemeinden Ischgl und Galthür, welche ihnen anfangs im jahre 1460 verliehen, sodann anno 1638, 1780 und 1793 allgemeindig ist bestätigt worden. 5. Ferner, so vil sich dann in abwesender zeit der oberkeit zu Nauders bei und vor iedes gerichts richter, geschworenen und pieter für frevel, unzuchten, oder andere strafmässige sachen zutragen, die all und iede sol ieder eidspflichter, sonderbar auf der oberkeit ankunft und begehrn, zu welcher zeit das wäre, bei ihren pflichten und eiden, doch einmal auf der oberkeit kosten, angeben, anzeigen und daran nichts verhalten. (T. W., II, S. 186)
- (6) G. Landwehr, Gogericht und Rügegericht, ZRG. G. A. 83, 1966, S. 138.
- (7) *Sie siner gebure gemene aferet oder grevet oder tünet, wert he vor dem burmestere gevriget oder beklaget dar umme, he mut dar umme wedden dre schillinge. Weigeret [aver he rechtes vor den burmestere unde wert he beklaget vor dem overen richtere, he mut deme richtere wedden unde den buren bitten mit drittich schillingen* (K. A. Eckhardt, a. a. O., S. 129) *森林の特権* 「森林の特権」は「森林の特権」を指す。H. Fehr, Die Staatsauffassung Eikes von Repgau, ZRG. C. A. 37 (1916), S. 231—232. 44—45°
- (8) *森林の特権* Freiheit für die zwei gemeinden Ischgl und Galthür, welche ihnen anfangs im jahre 1460 verliehen, sodann anno 1638, 1780 und 1793 allgemeindig ist bestätigt worden. 5. Ferner, so vil sich dann in abwesender zeit der oberkeit zu Nauders bei und vor iedes gerichts richter, geschworenen und pieter für frevel, unzuchten, oder andere strafmässige sachen zutragen, die all und iede sol ieder eidspflichter, sonderbar auf der oberkeit ankunft und begehrn, zu welcher zeit das wäre, bei ihren pflichten und eiden, doch einmal auf der oberkeit kosten, angeben, anzeigen und daran nichts verhalten. (T. W., II, S. 186)
- (9) G. Landwehr, Gogericht und Rügegericht, ZRG. G. A. 83, 1966, S. 138.
- (10) *Sie siner gebure gemene aferet oder grevet oder tünet, wert he vor dem burmestere gevriget oder beklaget dar umme, he mut dar umme wedden dre schillinge. Weigeret [aver he rechtes vor den burmestere unde wert he beklaget vor dem overen richtere, he mut deme richtere wedden unde den buren bitten mit drittich schillingen* (K. A. Eckhardt, a. a. O., S. 129) *森林の特権* 「森林の特権」は「森林の特権」を指す。H. Stradal, Genossenschaft, in: Handwörterbuch zur deutschen Rechtsgeschichte, 6. Lieferung, 1969, Sp.

- (6) 1522. (海賊筆者、桂(6)・四回)。
- (7) H. Stradal, a. a. O., Sp. 1524. なお集金及び集会決議の意義について、Gierke, a. a. O., II, S. 47; A. Heusler, *Institutionen des deutschen Privatrechts*, I, 1885, S. 269. 参照。
- (8) 三島武宜「ヤハヘ的共同体」における「形式的平等性」の原理について、「国民経済の諸類型」七八一頁。
- (9) A. Dopsch, a. a. O., I', S. 365を参照。亦、H. フルンナーの次の見解を参照。「マルクスノッセンシャーハムの集金は、マルクの利用から排除される外人との対立とかかわって「まつもト」存在し、マルク成員の範囲の内緒にゆゑて〔マルク〕利用権の大きさとかかわってはじめて存在したのではない」(H. Brunner, *Deutsche Rechtsgeschichte*, I', 1906, S. 284, Anm. 20)。
- (10) 大塚久雄「共同体の基礎理論」、前掲書、九三頁。
- (11) 井田陞「比較法史より見たる東洋法の一断面」『中國の伝統と革命』六八頁。但しこれはヨーロッパのギルドと中国のギルドとの共通性について述べたものである。亦、農村については次の見解を参照。「共同体の共同体たるこわれ（概念規定）が、もし成員の平等性にあらずすれば——仲間主義——その意味で共同体とか仲間とかいうことは、舊中国社会では問題である」(『中國法制史 増訂版』三六六頁)。
- (12) 佐谷一彦「村落共同体と用水強制——日本におけるゲルマン的共同体研究についての覚え書き——」『共同体の史的構造論』三〇一頁、三三一頁。但し、ここに指摘される「均等・均質性」は「〔用水にたいする〕持分に応じての〔用水経費の〕平等負担」(海賊筆者)を意味する。
- (13) 江守五夫「共同体の法的構造」『法社会学方法論序説』一五三、一五五頁。
- (14) 川島武宜、前掲論文、七八二頁。
- (15) 各共同体構成員の「個別の持分は、各共同体構成員家族の需要と生産能力という経済的実質にかかわりなく、彼らが共同体の構成員であるといつ社会的地位のみによって形式的に相互に平等なものとして配分されていた」(川島武宜、前掲論文、

セセハ一九頁)。この配分が可能では、配分が各共同体構成員家族の生活単位たる「トーハ」(「単塊やより庭園」・「共用敷地」・「共同耕持分」の総称)制度に依拠して行なわれ得たからに他ならぬのである。むだに「トーハ」は「単なる不特定な量の『土地』の累積」ではなく、「特定の大さな」の計算可能な単位を示すものである(大塚久雄、前掲書、九二頁)からである。したがって以上より、「形式的平等」とは、先ず特定の手続を経て今や「仲間」になつた從来の「外人」にたらし、次に特定数の「トーハ」(実際は「トーハ」)を機械的に配分したことから生じた「仲間」への入会に伴なつた一効果であると解わかる。

- (76) K. S. Bader, a. a. O., S. 11, 29.
- (77) K. S. Bader, a. a. O., S. 17, 20, 29.
- (78) K. S. Bader, a. a. O., S. 29. (たゞ、この施行にかかる、世良県志郎「封建領をめぐる諸問題」[歴史等方法論の諸問題] 1140—1171頁参照。)
- (79) K. S. Bader, a. a. O., S. 428.
- (80) K. S. Bader, a. a. O., S. 12.
- (81) Vgl. F. Kluge, *Eymologisches Wörterbuch der deutschen Sprache*, 1967, S. 248 (Genosse=der seinen Besitz mit andern gemeinsam hat.)
- (82) K. S. Bader, a. a. O., S. 268.
- (83) K. S. Bader, a. a. O., S. 270, 271.
- (84) K. S. Bader, a. a. O., S. 268, Anm. 144.
- (85) K. S. Bader, a. a. O., S. 269—270, ders., *Rechtsformen und Schichten der Liegenschaftsnutzung im mittelalterlichen Dorf*, S. 6, 79.
- (86) Gierke, *Das deutsche Genossenschaftsrecht*, II, S. 231. (前記が、三五試算、前掲書六、七九一頁参照。)

- (86) 田舎 | 地、前掲紙、111 | 図版。
- (87) K. S. Bader, Dorfgenossenschaft und Dorfgemeinde, S. 429.
- (88) 中田義「櫛川時代に於ける其の人格」『本及び人間の歴史』川丸、昭〇年。
- (89) 舞田敏夫「入念の歴史」、前掲紙、111 | 図版。
- (90) 三田敏夫「前掲文」七八八頁。
- (91) K. S. Bader, a. a. O., S. 89.
- (92) K. S. Bader, Ländliches Wegerecht im Mittelalter, vornehmlich in Oberdeutschland, Zeitschrift für Geschichte des Oberheims, N. F. Bd. 49, 3, 1935, S. 416; ders. Rechtsformen und Schichten der Liegenschaftsnutzung, S. 223.
- (93) ルーベルト・ヨハネス・ヨハネス・ヨハネス・ヨハネス (reibnagl, Reibnagl, zur Bezeichnung der Mitte eines Weges, dieselben (*landstrassen*) bis mitten in den reibnagl; wie der reibnayl schait: Die Salzburgischen Taldinge (Ö. W., I), 1870, S. 410)
- (94) Ehehaftrecht zu Witzhut (zwischen Salzburg und Braunau). ob aber wär, dass er auf seinem grund sein landt, darauf er die mistung stieren will, nicht erraichen mecht, so mag er über seines nachpern grund woll fahren, doch wo zween aneinander mit gründen stissen, so soll er mit dem reunagel über dem rain bleiben, also dass er mit dem ain rath enthalt und dann mit dem andern herenden fahre, damit er nit zugleich ain nachbarn allain derffe und beschwere. (Grimm, Weisthümer, III, S. 682)
- (95) Item der gemeinschaft ze Kaltar statt und recht. 64. Wdg in güteter. Item, wo zween nachpaurn güteter an ainander haben liegen, es sei acker oder wiesen, do ain wegk über get, derselbe wegk sol auf paider tail güeter gleich gen. es wer dann, daz ain tail oder si paide leut oder brief darumb hichten, die solten

fürchomen und verhört werden vor tschinigken, rigler, und gesworen ze Kalter... (T. W., IV, S. 308)

(92) Landrecht und ehehaft Taiding im Pfleg- und Landgericht Raschenberg. ...frag. ...wann einer über seines nachbarn grund mit der dung und anderer nofturft fahren muesß, wie es gehalten werden. ...Antwort. ... so es sich aber begäbe, daß er von der strassen über ander zwaier gründ zu seinem land fahren muesste. so soll er den rain oder die gwandten miten under die deixl nemen, damit er nit auf ainem allein fahre

(Die Salzburgischen Taidinge (Ö. W., I), S. 95.)

(97) 飯沼上「通志」一五七頁。同「歴史のならの通」一〇一頁参照。

(98) 指編、カルル・シーハーマー・ベーベー著『日本本邦における不動産利用の法的諸形態』(諸國法要)一六四、一八八頁(中略)。

(99) Vgl. K. S. Bader, Rechtsformen und Schichten., S. 11, Ann. 42.

(100) ハウトヘ耕地(=地条)の成立は「各地區の土質の相違によるべく不平等をばへし、仲間やつて土質のよいところは其等に分有せよといふとする努力」の所産であり、やれども「避難のひととや天災に際して誰も平等に損害をうけねば回復に、個々の農民に対する危険がそれだけ緩和せねばならぬ利益」がゆだされれる(M. Weber, Wirtschaftsgeschichte, S. 22. 邦訳は「一般社会経済史(歴史)」上卷、大川、大四頁による)。

(101) 村民各々の保有する耕地はその一戸一戸各耕区に「形状や位置や地主をも考慮せねば」配分された(大塚久雄「前掲書、八九頁)。この配分は「各耕地の土質の相違によるべく農民間の不平等を排除し」各村民どたゞ、「土質の異なる土地を均等に」分けようとするものであった(武庭良明「イギリス封建制の解体過程」一一一頁)。亦、耕地と同じように地条に分割保有された牧草地の場合も「その地味がすこぶる相異していたため永久的分割は村民に対する公平を失ひる」ものであった(新井嘉之作「イギリス農村社会経済史」三三一頁)。亦、合田武雄「フランツの農村」、八二頁。

(102) ただ、森林利用における「損害の衡平分配」のトマロールの一例のみを擧げておき。Tarsch (Vintschgau, Südtirol)。

- Waldordnung. (17. Jh.) Und es sollen die waldpürgen das holz nit albeg in ainen, sondern aimahl in ainen und das andermahl in ainen andern multwalt [=Bannwald] vergunnen, darmit nit ain walt vor dem andern gar aussgeedet, sondern ain gebirende gleichheit gehalten werde... (T. W., III. S. 315) ふるだせ、  
聖説たむべの森林利田が禁むべれ、但樹田の森林をめ衛半立深田村モハノ金井山・木村山ノニシテ。
- (12) K. S. Bader, Rechtsformen und Schichten, S. 189.
- (13) 小豆、ハセ城主ハシトヒの御固ムカシ、鑑證を提出つておこた（無稿、前掲総合、一九五〇年）。
- (14) 中田権、前掲書、四〇頁。
- (15) ハセ「西條の公領」立地ハヘ共回共用田の誰事處セ、Gierke, a. a. O., II, S. 163, Ann. 77, S. 164, Ann. 164, S. 171, Ann. 105, S. 172, Ann. 110, S. 174, Ann. 117, S. 188, Ann. 175, S. 189, Ann. 176, S. 192, Ann. 189 etc. お記せ。
- (16) K. S. Bader, a. a. O., S. 189, 247; ders., Dorfgenossenschaft und Dorfgemeinde, S. 429; ders., Das mittelalterliche Dorf als Friedens- und Rechtsbereich, 1957, S. 49.
- (17) 放牧地ヒトヒノだせ通譜トハヨガ、Gierke, a. a. O., II, S. 253. ハセノ。ハシトヒ放牧共用田權は「ハセカハセ個人權的權格を帶び氣毒アハニシ達固ヒツト權」ハシトヒ、おたかみ押出立效すれ財有權の母ハシトヒ。亦、ヤヌクハ「資本制生産に先行する諸形態」(飯田寅一訳) 111頁参照 (ケルトハ鉄共同体ニハコトハ「公有地 (ager publicus)」立個人的財產の補充要) (Ergänzung des individuellen Eigentums) ハセハトヒ。
- (18) 川島龍軒、前掲論文、七八七頁。
- (19) 経農通報『入金の研究』、一七二頁。
- (20) これにかえしに參照おねるはカーベーが耕地ヒトヒ持くたむれども。あらわや村民全員が耕地ヒトヒ持く耳等な權利は「各家族が自分たちの需要に応じて土地を耕作する権利」ハナヒ現われ得た。カーベー

- がいたがたのは「開拓可能な土地がなあつていい」と (M. Weber, Der Streit um den Charakter der altgermanischen Sozialverfassung in der deutschen Literatur des letzten Jahrzehnts, in : Gesammelte Aufsätze zur Sozial- und Wirtschaftsgeschichte, 1924, S. 548. 邦訳は世良兄弟監訳『古ケルト人の社会組織』十九頁とも。) したがては、「土地が窮屈になつて」あた後代にいたる「國家の必要」概念が支配したのが共同地利用の特質と捉へるのである。この点は更に後述する。
- (111) 伊藤教授も確かに既述の如く、「アルメニア利用」は当初「嚴重な規則を必要とせず、権利の大きさは平等」いわれる(第1節註(24)本文以下参照)が、この場合「すべての農民の平等なる利用」=農民「各自の需要を基準とした」利用が成立のには「利用権」が「平等」であつた点を強調しておかなくてはならぬ。この点伊藤教授の場合後述の如く必争しも首尾一貫していないと思われ。
- (112) 宮下孝吉「西洋古代・中世経済史」二八〇頁を参照。なお伊藤教授によれば、放牧が各村民の「農耕地の面積に従つて規制される」事実は「判告書及び村法に十一世紀より」以降知られる(「ドイツにおける農業共同体の構造」、前掲書、二八八頁)。
- (113) 渡辺洋三「入会権の実態と性格」『入会法』一四四頁。
- (114) 本節前註(8)本文以下参照。
- (115) 「私的利用」・「団体の利益」は渡辺洋三、前掲論文、二一九頁の用語である。渡辺教授は現在の入会山の利用形態を數種に分類する。そのうち、「個人の私的利用の総和がすなわちそのまま団体の利益」(なお、渡辺洋三「入会・水利」「法社会学講座」7、二六〇頁参照)となる利用形態が「入会権の本来的形態」である「共同利用形態」(川島武宜教授はむしと明確に「個別的共同利用形態」と言ふ)。「社積民法(2)」五二〇頁)や、「権利者個人の自由な入山を禁止し、権利者集団が直轄して山を支配する」形態が「団体直轄利用形態」であった。後者の形態においてはじめて「個別権利者の権利行使」を利用行為」と別個に「団体独自の利用行為」(=「団体の利益」)が発生した。この形態は「各個人の利用を排除」するもので

ある。したがって、「団体直轄利用形態」においてのみ不可避的に「団体独自の利用と個人の利用との矛盾・衝突」が起こるのである。渡辺教授によれば「団体と構成員とのこのようない分離」が「共同利用形態」解体の萌芽である。本稿で屢々述べる「仲間」様様の共同地利用は渡辺教授指摘の「共同利用形態」である。したがってそこに「団体の利益」(II「集団利害」)は認められない。これにたいし、伊藤教授は共同地利用の「変質過程」を、「村落共同体は共同体・自体として、共通の利害に結ばれ、自らの利益権を規制し、他の村の、或いは領主の侵害に対しても自らを護ろうとした」(前掲書、三〇一頁)ことに求めようとするが、この場合教授がこの「共同体として」の意味の中に右述「団体の利益」(II「集団利害」)を認めようとするならば、それはそれで正しい。しかしこの場合の「団体の利益」(II「集団利害」)は、教授自身正しく指摘するように「他の村の、或いは領主の侵害」にたいするものであり、「仲間」の利用にたいするものではないのである。したがって筆者は、「団体の利益」(II「集団利害」)を「外人」の利用にたいし各「仲間」が抱いた観念と捉え、このかぎりでバーダー教授指摘の「集団利害」は理解し得るとと思う。以上にたいし、バーダー教授の問題な点は、教授が、「仲間」の様様における共同地利用の解体過程ではじめて誕生する「仲間」にたいする「集団利害」観念を、「仲間」による共同地利用過程(II「共同利用形態」)の中にまで持ち込もうとしたことにある。これにたいし筆者は、「仲間」内部の「個人的利益」に對置される「集団利害」の觀念は、後述(第三節)の如く特定歴史段階における產物であり、しかも「領邦警察」の作用がもたらすものと捉えたいのである。

(116) かつて戒能通孝教授が古ケルマン時代の農業生活について述べたことがここで参照される。すなわちその農業生活が土地総有制的にではなく「むしろ私有的に営まれていたとするならば」共同地利用における「権利關係も、「土地総有」団体自体による所有關係」とではなく「一の支配的・占有的狀態」と見るべきである。(前掲書、二二二頁)。この認識の下に戒能教授は徳川時代及び明治初期の入会権につきその「権利主体を村自体に置く」ではなく「村民の事實的支配關係を中心にして理解すべき」とし、この支配關係の内容を第一に村内部(II「仲間」)における「入会各村民の個人的利益」の取得、第二に村外部(II「外人」)にたいする「全利益享有者団体の協同的防衛活動」を見る(前掲書、二七七・二七八頁)。これらの

見方は、共同地利用を各「村民の稼方・収益それ自体に関係ない」ものであり、利用「主体の区別」はこれを論じないものである（前掲書、二三三、二七七頁）。

(17) 村民「全体の損害」概念は「外人」にたいし働くものであり、「仲間」内部においてのものではない。したがって共同地は「村民の個別的目的のために」「個人経済の補充財として役立った」以外に別個に、「村全体の目的のために」「全体の幸福のための財として」役立った（石田文次郎『土地総有権史論』八、一頁）と見る必要はない。このように共同地を「全体の幸福のための財」とみる見方は、かつて余田雄次教授が批判したような（『西洋史学』二九号七〇頁）・共同体を第一義的に「相互扶助や共同意識の現れる舞台」と捉える・傾向と繋がるものと言えないか。以上にたいし、戒能教授の次の見解がここで参照されよう。すなわち、共同地そのものはこれを「第一義的意味に於ける村の財産を構成する」と見る要すべく、むしろ「反対に」「外人」の侵害にたいする「人民協同の利益としてこれを表示せんがためにのみ、村の財産たる形式を取り」と見るべきであると（前掲書、二七八頁）。

(18) これが渡辺洋三教授指摘の共同地「共同利用形態」の本質をなす。すなわちここでは各村民は一方で「林野のすべての土地のうえに権利をもつ」が、他方で「林野のすべての土地のうえに自分だけの権利をもつ」ということはない（「入会権の実態と性格」、前掲書、一一三頁）。

(19) 川島武宜、前掲論文、七八三頁。

(20) この場合、「自家の必要」の事実上の充足とは、実際は、当初各村民は「自己の必要如何にかかわりなく」共同地を利用した（Vgl., A. Tille, a. a. O., S. 89）ことを意味するのに他ならない。農村法史料で例えば「適宜の必要なために」(zur zimblichen notdurft) 共同地を利用すべしと見えるが、その用語は、第一に各村民は共同地収穫物の売却を禁じられた(nicht davon zu verkaufen) ((つまり「外人」との接触が禁示された))こと (例えば放牧地について Gierke, a. a. O., II, S. 255)・第二に「自家の必要」の充足が各村民の共同地利用にたいする制限の一手段として用いられたこと (a. a. O., II, S. 260f.) を意味する。これにより見れば、「自家の必要」の事実上の充足とは本当は、共同地収穫物の売

村棲民・「外人」による共同地利用の不許可が命題の「共用地利用の謂に外ならぬ」。本質上・確率上の「田家の必要」や  
持つてゐるやうなこ。以上にたゞし、「田家の必要」の定義(=拘束的)充足とは「年譜」の共同地利用にたゞかる制限が設  
けられた。いよいよ、村長や森林役人が各村民にたゞし、各村民にまわる「自家の必要」の申告に基いても、必點を配  
分した(A. Tille, a. a. O., S. 70)。この「田家の必要」による配分は、特に建築用材にてこの厳格になねね、燃  
料用材や耕作の用意・廻等修繕の農業用材にてこゝは細々と取る所には過度に厳格なるもの(Gierke, a. a. O., II, 261f.)。

△上記の問題トマローラムノリ奉れ。◎Dorfrechte von Partschins (1380). Item so haben si erfunden umb  
daz holz, daz die gemainschaft die mult [=Strafgeld] wol gewalt haben ze legen hoch oder nider nach  
dez dorffmaisters rat, und die mult ist der gemainschaft, und sol auch chäinem, der in daz dorffrecht gehört,  
chain holz nicht wern nach seiner notdurft an gevärd. Vil aber iemant in daz holz fräffleichen, den sol  
ain dorffmaister pessern nach sibner der pesten und der elisten rat. Ez mag auch ain dorffmaister ainem  
iedleichein, der in daz dorffrecht gehört, zwen stäm oder drei an gevärd, und nicht mer [geben]. (T. W.,  
IV, S. 27). ◎Dorfpruech der gemainde Kains (Kuens) 1534. Item, es [soll] auch kain nachtpaur kain holz  
in der gemaine multhelzer schlagen an eines dorffmaisters wissen und willen, wo das ainer oder mer yber-  
trät, so soll solicher gepfendt werden, als oft [er] ain stock schlecht, als oft umb fünf plunt perner, die  
darauf gelegt ist worden und von alter herkommen. (T. W., IV, S. 63).

(21) 「損害の衡平分配」は各村の共同地利用権を保有地規模に拘わらずの形態以外に範囲があつてもなく、各村民がすべての  
の実質的經濟的必要度合を顧慮するべく共同地收穫物を同量配分する形態をとつた。これに関連して、カーネーの記  
述が参考される。村民全員が耕地にてこゝ地の半等分権利は「土地が窮屈になつてへど」後代になると「他人の田に回転せ  
んまい〔本氏の〕要求權」などと限われ得た(本節註(2)参照)(=村の「形狀的平等」の「形態」)。この  
れば「要求權」に基いて共同地收穫物の回量配分は、ホールケによれば、共同地利用にたいする制限が「田家の必要」に基

「へ必要量の配分の程度では済まなくなつて新たに発生した制限形態であつた (Gierke, a. a. O., II, S. 265)。」  
 には、村民の「田家の必要」に基いて必要量の配分とい村民の「形式的平等」に基いて同量配分との同制限形態のいすれが、「損害の衡平分配」におけるより基本的であつたか、実はこれは残念ながら今は確定できない。ただ、伊藤栄教授は燃料用材の採取制限にからして「大体において中世末期以降の用益権は農耕地保有規模に応する不平等利用「権」」だとする(前掲書、三二五頁)（なお本節前註(12)の伊藤教授見解も参照）。亦、ギールケは、森林用材の同量配分は「各仲間或は同階層の仲間」にたいし行なわれたと述べ(a. a. O.)。ここには村民各階層毎の分配(=必要量の分配)も窺えよう。筆者は、以上の諸見解を参照し、更に、村民の共同地利用権が各保有地に根を下ろし、しかもこの保有地の規模は大小複数であった諸点を考え、本文の如く「損害の衡平分配」とは第一義的に言つて各村民の共同地利用権を保有地規模に拘わらせたことと見たのである。ところでここで注意すべきは、「各村民の共同地利用権を保有地規模に拘わらせる」ことは、共同地利用が制限されることで利用上の「経済的実質的平等が法律的形式的平等に代つた」(石田文次郎、前掲書、八七頁)ことを決して意味しない。すなわち、共同地利用権を保有地規模に拘わらせることは、共同地利用権の同量配分の場合と全く同じ意味で、しかし異なる手段で現われた・村民の「形式的平等」の・一形態なのである。つまり保有地の規模は、当該保有地の保有者(標準農、二分の一農、四分の一農など)の実質的経済的必要度とは繋がりを持たない。したがつて共同地が保有者の「予備利用地」の意味を持つものであるとき、ベーダー教授が鋭く指摘するよう(Rechtsformen und Schichten, S. 246-247)、小規模保有地の保有者たちこそ最も多く共同地を必要としたのである。にも拘わらず保有地規模に基づく「形式的平等」のゆえに、彼らは共同地利用を最も厳しく制限されたのである。亦、ギールケは共同地利用の制限原理の一つであつた「必要原理」は共同地利用につき「貧農村民よりも富農村民に利があつた」と述べる(Gierke, a. a. O., S. 256)が、それは、富農村民の実質的経済的必要度から見るむか、現実にますます不平等・不均衡に働いた。「まことに、富農であるがゆえに「予備利用地」たる共同地をほんと必要としなかつた村民層は、共同地利用権が形式的に最も多く配分されたのである。」のよう見れば、「共同地利用権を保有地の規模に拘わらせる」ことが現実に、「実質的不平等」・「実質的不均衡

平」を生み出すのぢおり、これにたゞし決して「経済的実質的平等」の理われではないのぢある。

(22) K. S. Bader, Dorfgenossenschaft und Dorfgemeinde, S. 269.

(23) Walter Merk, Der Gedanke des gemeinen Besten in der deutschen Staats-und Rechtsentwicklung, 1934,  
論  
S. 3. たゞメルクの解説は、其最興味點「『ケニヤハ法』の趣旨」（前掲書）一八七頁以下参照。

(24) これにかゝる、栗生武夫教授が「法人 (Korporation)」にだらし「団体 (Genossenschaft)」を「呑的成員にだらし」でなく「外部に対しても権利義務の主体たる過渡的の集合」と巧妙にも述べた（『母其私法史』一一六頁）ふじと注曰するとき、「ムルツカノッセンシャフト」が共同地と「集団私有」を持つたとあれば、これが、「外人」に向けた「仲間」様様の現われを意味するものぢおり、これに反し「仲間」自身の「個人的利益」に對置されるものではないと思ふよ。なお本節前註(15) (17) も参照。

(25) 本節前註 (88)。

(26) この点については川島武宣教授の次の見解が参考される。「個々の入会権者が共同して有するのは、入会客体に対する利用権能だけではない。それに対する管理および処分の権能も入会権者に属し「入会権者の団体そのもの」に属するのではない（『注私民法』、五一四頁）。」「入会権の利用権能」は「固定したものではなく」入会権者の「入会権にはその利用権能を停止したり変化したりする権能すなわち管理権能が存在する」（前掲書、五一〇頁）。

(27) 本節前註(88)。